第3章 検証

検証に当たっては、災害対策本部の「本部・支部」、「各部各班」等に係る11の「分野」 について、「検証の視点」に基づき、下記の表に掲げる「検証項目」について検証を行った。

1 災害対策本部(本部・支部)の対応に係る検証

災害対策本部は、災害対策基本法の規定により設置されるものであり、災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合において防災の推進を図るための組織である。災害対策 本部は、本部及び支部(危機管理課内・各地域振興事務所内に設置)で構成されるが、 当該本部及び支部が台風15号等に対応できたのか、次の表に掲げる5つの「分野」に ついて検証する。

	分野		検証の視点	検証項目
(1)	災害対応 体制、本部	1	災害対策本部設置前の体制は適切であったか。	・台風上陸前の9月8日の体制を「災害警戒体制」・「応急対策本部」の設置をしなかったのはなぜか。
	設置に係 る対応	2	災害対策本部の設置時期 は適切であったか。	・台風上陸の翌日9月 10 日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
		3	災害対策本部設置後の対 応や体制は適切であった	・本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかった のはなぜか。
			か。	・本部事務局員に対する参集指示が本部設置 4 日後の 9月 14 日となったのはなぜか。
(2)	知事 (本部 長) の動き	1	知事 (本部長) は、適切に 情報収集を行い、適時に 適切に指示を出せたか。	・9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、 都内の会議に出席したことは適切か。 ・9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公
		2	防災危機管理部(災害対	舎で待機していたのは適切か。
			策本部事務局) は、適切に 情報収集を行い、適時に	・9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。
			適切に知事(本部長)に報告及び進言ができたか。	・知事の現地視察が、発災 5 日後の 14 日となったの は適切か。
(3)	情報収集	1	情報収集の体制は充分で あったか。	・情報収集体制を強化するために、事態の推移に伴い速 やかに災害警戒体制をとらなかったのはなぜか。
		2	情報収集の手段や着手時	・市町村への情報連絡員(リエゾン)派遣が発災3日
			期は適切であったか。	後となったのはなぜか。 ・災害対策本部の依頼によるヘリコプターからの情報
				収集による全容把握が遅れたのはなぜか。
				・防災情報システム以外の情報収集の方法を検討する 必要があるのではないか。
(4)	人的支援 (業務支	1	市町村の要請に応じた業 務支援を行えたか。	・被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できない と見込まれた場合の応援要請に対し、県は、迅速かつ
	援)		初又!及で打たたが。	的確に対応し、業務支援を行うことができたか。
				・被災市区町村応援職員確保システムに基づく要請は 適切に行えたのか。
				・国によるリエゾンとの連携は充分であったか。
				・市町村間の相互応援に関する調整は適切に行えたのか。・自衛隊への災害派遣要請について、要請の時期や内
				容は適切か。県が自衛隊によるブルーシート張りを 要支援者等に制限したのはなぜか。
(5)	物資支援	1	市町村のニーズを満たす 物資支援を行えたか。	・県の備蓄物資が有効に活用されなかったのはなぜか。 また、防水シートが大量に不足したのはなぜか。
		2	現行の地域防災計画等	・県が輸送のための車両を手配し、物資支援要請のあ
			における物資の支援の 在り方に問題はない	った市町村に届けるべきところ、被災市町村の職員 が支援物資を備蓄倉庫まで取りに行くこととなっ
			か。	たのはなぜか。
				・プッシュ型支援を行わなかったのはなぜか。

2 災害対策本部(各部各班)等の対応に係る検証

各部各班とは、災害対策本部の本部に置かれる組織であり、防災危機管理部以外の知事部局の各部(総務部、健康福祉部等)、企業局、病院局等が各部各班の事務(医療救護等)を行う。当該各部各班が台風15号等に対応できたかなど、次の表に掲げる6つの「分野」について検証する。

	分野		検証の視点	検証項目
(6)	医療救護	1	医療救護活動を関係規程 等に沿って行うことがで きたか。	・医療機関等の被害状況等を把握し、支援を実施することができたか。
(7)	社会福祉 施設への 支援	1	社会福祉施設への支援を 関係規程等に沿って行う ことができたか。	・社会福祉施設等の被害状況等を把握し、支援を行うことができたか。
(8)	水道供給	1	水道総合調整、応急給水 への対応を適切に行えた か。	・発災前後の対応は適切に行われたか。 ・発災当日、給水区域内の市から集合住宅への応急給 水の打診があったが、対応できなかったのはなぜ か。
(9)	風害·水害 対策(公共 土木施設 等)	1	風害・水害対策を適切に 行えたか。	・風害・水害に備え、気象情報を共有し、適切に配備体制を執ったか。 ・河川の氾濫危険情報や土砂災害警戒情報は適切に通知、発表できたか。 ・道路の被害状況を調査の上、交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限したか。 ・道路上の倒木や土砂災害などの障害物除去は、緊急輸送道路を優先的に、道路啓開活動を実施できたか。 ・管理する施設の被害状況を速やかに調査し、復旧を行えたか。
(10)	ボランティ ア・NPO との連携	1	ボランティア・NPO との 連携はうまくいったか。	・県災害ボランティアセンターの設置時期は適切であったか。 ・ボランティアの協力を十分に得られたか。 ・NPO・ボランティアと連携・協力し、被災者のニーズを把握することができたか。
(11)	大規模停電への対応	2	大規模停電に対してどのように対応したか。 停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。	・燃料供給要請の対応は適切だったか。 ・電源車派遣要請の対応は適切だったか。 ・倒木伐採支援の対応は適切だったか。 ・停電件数や復電の見通し等について、東京電力との情報共有、意見交換等のあり方は適切であったか。 ・災害救助法の適用に係る対応は適切だったか。

1 災害対策本部(本部・支部)の対応に係る検証

(1) 災害対応体制、本部設置に係る対応

<検証の視点>

- ① 災害対策本部設置前の体制は適切であったか。
- ② 災害対策本部の設置時期は適切であったか。
- ③ 災害対策本部設置後の対応や体制は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報(波浪を除く。)(自動配備) 等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報(波浪を除く。)(自動配備)
	・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。
	・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

- (※) 災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
- ・初動体制を確立するために、防災危機管理部長は、必要に応じて応急対策本部を設置することができる。

○災害対策本部設置

- ・地震の場合と異なり、風水害において、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。 「県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある」 場合等で、本部長が必要と認めたとき

(災害救助法の適用基準)

- ・災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合 (災害救助法施行令第1条第1項第1号~第3号)
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(同令第1条第1項第4号)

○職員配備体制

・風水害に対処する災害対策本部設置後の配備は、基本的に次のとおり。 ただし、「局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で知事が必要と認めた とき」は、この限りでない。

配備種別	配備基準	配備を要する課
第1配備	県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害	本部及び支部を
	が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	構成するすべて
第2配備	県内の <u>複数の市町村</u> において、災害救助法の適用基準に達する程度の	の県の機関
	被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	
第3配備	県内の <u>多数の市町村</u> において、災害救助法の適用基準に達する程度の	
	被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	

○職員動員の伝達

・本部事務局(危機管理課)からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法により行う。

勤務時間内:庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

勤務時間外:電話又は職員参集メール

*職員参集メールは、本部事務局職員、本部連絡員、各課連絡代表者等に直接送信される。

【対応状況(台風15号関係)】

- ・9月 6日 11:36 気象情報を秘書課を通じて知事に報告 16:41 台風接近に伴い「情報収集体制」をとる考えを秘書課を通じて知事 に報告
- 9月 8日 12:58 情報収集体制(自動配備)
- ・9月 9日 16:30 翌日の災害対策本部会議開催を決定
- 9月10日 9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回災害対策本部会議開催
- ・9月12日 危機管理課長から各支部(地域振興事務所)に対し、支援に関する管内 市町村の要望を確認するよう指示
- ・9月14日 21:59本部事務局員に対する参集指示
- · 9月15日 13:00 本部事務局員参集

	9/6	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16
	金	日	月	火	水	木	金	土	日	月
台風	11:36 気象情報 を報告	12:58 警報	5:00 台風 15 号 千葉県上陸							
配備体制	16:41 「情報収 集体制」を	12:58 情報収集 体制 (自動				1配備体制	(配備指	今伝達未実 権	新)	
	とる考え を 報告	配備)		▲	717	1 110 /110 /1-1103	(10,00,10	7 四是水火		
動員 の 伝達	化 刊口							21:59 参集指示 (本部事務 局員限定)	13:00 参集	
本部			16:30 翌日の本 部会議の 開催を決 定	9:00 本部設置 9:15 第1回会議					事務局を領	51・2配
			<i>/</i> C	事務局	は防災危	危機管理部の耳 ┃	職員だけ	で対応	備体制	
支部				10:42 防災情報 システム により、本 部設置を 伝達		危課支す市要認う指機を接続を受けるでは、関内の確よ				

以下のとおり、災害対策本部設置前の体制、本部の設置時期、本部設置後の対応や体制について、不十分・不適切な点があり、初期の対応が十分に行えなかった可能性がある。

- 〇本県が台風の暴風域に入ることが見込まれた際、「情報収集体制」よりも体制が一段階強化 された「災害警戒体制」にすべきであったこと。
- ○本部設置の判断基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等」とされているが、被害状況が把握できていない段階で当該基準に基づいて本部設置を判断することは困難であったこと。
- 〇本部設置に伴い、地域防災計画に従い、「本部第一配備」を連絡する必要があったにもかかわらず、それをしなかったこと、また、事務局の人員体制について、必要な体制を定めた「災害対策本部事務局編成表」に基づき、職員を参集しなかったことは、いずれも定めに従ったものではなかったこと。

【検証項目】

- ア 台風上陸前の9月8日の体制を「災害警戒体制」・「応急対策本部」の設置をしなかったのはなぜか。
- イ 台風上陸の翌日9月10日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
- ウ 本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかったのはなぜか。
- エ 本部事務局員に対する参集指示が本部設置4日後の9月14日となったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 災害対策本部設置前の体制について

- (ア)発災前9月8日(日)12:58から発災翌日9月10日(火)9:00まで、防災危機管理部では、「情報収集体制」を敷くとともに、県関係部局においても、それぞれの分野において情報収集等に当たっていた。
- (イ) 9月8日(日)午前11時の気象庁による緊急記者会見で「関東地方で瞬間最大風速60mの猛烈な風が吹く可能性」を指摘していたが、当該情報をリアルタイムで入手しておらず、「この台風の雲域は比較的小さい(銚子地方気象台9月8日11時報)」との発表の印象から、災害発生の恐れへの危機感が薄かった。
- (ウ) 台風の進路や暴風域を伴っていたこと、鉄道の計画運休(9月8日16:00発表) などの状況を踏まえ、一段階上の配備である「災害警戒体制」を敷き、「応急対策本 部」の設置についても検討すべきであった。
- (エ) 地域防災計画の定める、台風が暴風域に入ることが見込まれた際、知事に少なくと も「災害警戒体制」を取るよう進言すべきであった。

イ 災害対策本部の設置時期(被災翌日9月10日)について

- (ア) 台風通過後は、関係部局、水道事業体、電力事業者などからの情報収集や総合調整を実施したほか、市町村からの人的被害・住家被害等の情報収集、物資支援要請への対応に努めた。60万件を超える停電に伴う大規模な断水や病院・福祉施設等の電力・水不足への対応を最優先で実施していた。
- (イ) ゴルフ練習場の鉄柱、送電鉄塔、電柱等の倒壊などの報道映像があったが、夕方時点で、市町村からの報告では、家屋等の被害が200棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったために、大規模災害が発生しているとの認識を職員相互で共有できなかった。
- (ウ) 大規模停電と断水 (ライフライン) という状況を踏まえ、災害対策本部の設置を知事に進言すべきであったが、本県の過去の台風被害では、河川や内水の氾濫などの水害が中心で、大規模停電とそれに伴う断水という経験がなく、判断ができなかった。
- (エ)本部設置の判断基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するお それがある場合等」とされているが、被害状況が把握できていない段階で当該基準に 基づいて本部設置を判断することは難しかった。

ウ 災害対策本部設置後の対応・体制(職員への配備指令)について

(ア)本部設置に伴い、防災情報システムで各支部に対し本部設置を伝達した。併せて「本部第一配備」を敷いたが、地域防災計画に基づく、各部及び各支部への連絡はされなかった。

連絡が行われなかったことに対する組織的なチェックがされず、計画に定める手順が実施されなかった。

エ 災害対策本部設置後の対応・体制(本部事務局員に対する参集指示)について

- (ア)本部第一配備を取った場合、本部事務局には、必要な人員体制を定めた、「災害対策本部事務局編成表」に従い、他部局の応援職員が加わることになるが、招集せず、当面、防災危機管理部の中で対応できると考え、災害対応業務の状況に応じて、体制を逐次強化しようと考えた。
- (イ) その理由は、風害による被害状況の把握が進まない中、当面の応急対策の焦点が「電力復旧」であり、重要施設(病院・福祉施設等)への対策である、自家発電機への燃料補給、電源車の手配、断水地域への給水車対応などは、9月9日から既に関係課・

関係機関等との調整を進めていたことや、電力会社から、週半ばにはかなり復旧でき そうとの情報を得ていたことが心理的に影響していたと考えられる。

- (ウ) 9月13日頃までは、防災危機管理部内での人員調整で対応できるものと考えていたが、停電の復旧見込みが数回にわたって修正され、対応の長期化が不可避となった状況を踏まえ、9月14日に他部局の要員に対する翌日の参集を指示した。
- (エ) しかしながら、事務局に必要な人員体制を取らなかったことは、定めに従ったものではなかった。

【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12		10/1	5		10/25	10/26	
	木	金	土		火			金	土	
台風 配備 ,			6:41 (台風19号) 大雨暴風警報					8:20 大雨警報 洪水警報		
体制	災害対策 (第1配例 9/10(9:30)~10/	第1配備) (第2配)		10/15	災害対 (第1) (16:30)~		災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00)~10/30(1	7:00)
動員の伝達	16:27 各部局 あてに11日か らの配備体制 見込みを周知 するメールを 送信	13:37 庁内放送及び 参集メールに て伝達			16:30 庁内放送 参集メー て伝達			17:16 庁内放送及 参集メール て伝達		
本部		13:00 第8回災害対 策本部会議	11:00 第9回災害対 策本部会議 19:30 第 10 回災害 対策本部会議					14:00 第 15 回災 対策本部会議		
支部	地域振興事務 所長会議を開催し、地域振 興事務所職員 を情報連絡員 として派遣									

※配備体制について、10月30日17時以降は、災害対策本部(第1配備)の体制をとった。

【解決の方向性】

○震度により配備体制が決定する「地震」の場合と異なり、風水害での対応に関しては、 気象情報を的確に分析し、鉄道の計画運休など他の要因も総合的に勘案したうえで、 早期に、より上位の配備体制への移行判断を行う。

- ・本部設置前段階において、台風の暴風域に入ることが見込まれる確率などを基準に 「災害警戒体制」を自動配備とすることや、初動・応急体制を確認するための「応急 対策本部」の設置について検討する。
- ○本部設置を客観的かつ迅速に判断できるよう設置基準の見直しを行う。
- ○配備に係る職員への連絡の徹底を図るとともに、本部事務局員体制については、あらかじめ定めた人員を投入した上で、被害状況や応急活動の推移・経過などから判断し、 適正な配備規模とする。
- ・配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を危機管理課長に、 災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。
- ○災害発生時及び平時の組織体制の見直し、計画やマニュアルの点検等を行う。
- ・今回のような連続する災害とそれに伴う災害対応の長期化も見据え、平時における防 災危機管理部局の組織体制の充実・強化を図る。
- ・また、応急活動等の基本となる、地域防災計画や応急対策に係る各種マニュアル等に ついて、今回の対応を踏まえ改定を行う。
- ・これら計画やマニュアルを実効性のあるものとするため、職員向けの訓練や研修についても見直しを行うとともに、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。
- ・訓練全般についても、これまで、主に大規模地震発生を想定し、実施してきたが、今 回のような大規模な風水害などの要素も取り込んだ訓練を企画する。
- ・地域防災計画にプロアクティブの原則について記載することを検討する。

(参考) 他県の災害対策本部設置基準

- ア 高知県(「高知県災害対策本部規程」)
 - ・風水害時の配備基準は、第3配備(災害対策本部体制)では「台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき」とされ、「下欄」は第4配備 (災害対策本部体制)の場合であり、第4配備では「○被災地区が市町村域を超え 広域に渡る場合、○被災規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認 められる場合」とされている。

イ 和歌山県(和歌山県訓令「職員の防災体制等措置要領」)

・風水害の配備体制発令基準は、配備体制第1で「①暴風警報かつ大雨警報が発表されたとき。②紀の川、熊野川、有田川、日高川又は古座川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。③危機管理監が必要と認めたとき。(台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。)」とされている。

ウ 鹿児島県(「鹿児島県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」)

・一般災害の災害対策本部第1配備は、「(1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。(2) 県内に特別警報が発表されたとき。」、第2配備は「相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要とみとめるとき。」、第3配備は「全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。」等となっている。

工 兵庫県 (「危機管理基本指針」)

・全庁的に対処する必要がある大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあり、知 事が必要と認めるとき。

1 災害対策本部(本部・支部)の対応に係る検証

(2) 知事(本部長)の動き

<検証の視点>

- ① 知事(本部長)は、適切に情報収集を行い、適時に適切に指示を出せたか。
- ② 防災危機管理部(災害対策本部事務局)は、適切に情報収集を行い、適時に適切に知事(本部長)に報告及び進言ができたか。

【関係規程等】

災害対策本部条例、災害対策本部設置要綱、地域防災計画

- ○災害対策本部設置前の体制
 - ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報(波浪を除く。)(自動配備) 等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報(波浪を除く。)(自動配備)
	・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。
	・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

○災害対策本部設置

- ・風水害においては、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。 「県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある」 場合等で、知事が必要と認めたとき

○本部長の職務

・災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

○災害対策本部の所掌事務

- 災害予防対策及び災害応急対策の実施及び調整に関すること。
 - ・災害救助法の適用に関すること。
- ・国、他都県及び市町村の応援に関すること。
- ・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- ・その他重要事項に関すること。

【対応状況(台風15号関係)】

発災前後における知事(本部長)の動向は、次のとおり。

※表中、[報告]は、防災危機管理部が秘書課経由で知事に報告したことを、 [指示]は、知事が秘書課経由で防災危機管理部に指示したことを示す。

E	1	時	動向	備	考
9/6	金	11:36	[報告]・気象情報		
		16:41	・台風接近に伴う体制として「情報収集体制」をとる考え。		
9/8	日	12:58	暴風警報→情報収集体制(自動配備)		
		13:04	[報告]気象情報		
		16:45	(都内)日本・米国中西部会日米合同常任委員会出席(18:00 頃退席)		
9/9	月	5:00	台風15号が千葉県に上陸		
		8:00	[報告]被害報(第1報) [指示]情報収集		•知事
		10:30	[報告]被害報(第2報) [指示]情報収集		で待
		14:15	[報告]80カ所程度の病院で停電 [指示]命に関する案件について最優	機	: =u &=
			による電力不足・断水のおそれが 先で協議調整を進めること。		「副 知 、防災
			ある。		、 的 灰
		16:00	[報告]被害報(第3報) [指示]情報収集(全容の把握)		はじ
		16:30	[指示]断水、病院等の対応を最優先で		する
			協議・調整を進めるとともに、必要	各部	から
			な対応をとるため、明日早朝に本	被害	や対
			部員を集めた会議を開催するこ	応 状	: 況に
			と。(10 日 9:15 本部会議開催決定)	つい	て報
		20:00	[報告] [指示]自衛隊との協議・調整を最優先		受け、
			・被害報(第4報) で進めること。		をし
			・病院への電源・燃料供給の調整、 給水支援について、自衛隊と協議		9/9 以
			一 和小文族について、日禅隊と励識 - を進めている。	降同	じ。)
0/10	T.	4100			
9/10	火	4:00	自衛隊に給水支援の災害派遣を要請/災害対策本部の9時設置を決定		
		9:00 9:15	災害対策本部設置 (庁内) 災害対策本部会議(第1回)		
		3.10	[本部長指示]		
			・東京電力に対し、早期復旧を強く要請すること。	左記	の日
			・市町村、消防機関、警察、自衛隊等と連絡を密にし、全庁一丸と	程以	外は、
			なって対応すること 等	庁 舎	: 又は
		11:00	(千葉市内) 首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議 2019 年度総会出席	公 舎	で待
		13:15	(庁内) 町村会からの来年度予算編成に関する要望に対応	機	
		14:30	政策協議後、公用車で芝山町の自宅に行き私用車に乗り換え、30分~40		
		頃	分、富里市内の被害状況を視察。視察後、17時過ぎに知事公舎に戻る。		
			防災危機管理部担当副知事は、知事の視察について秘書課長から相談を		
			受け、災害対策本部が必要な対応をとっていたこと等から了承した。		
9/11	水	10:00	(千葉市内)東京五輪・パラリンピック CHIBA 推進会議出席		
		11:00	防災危機管理部に対し、情報収集のうえ、第2回の災害対策本部会議を開		
		頃	催するように指示した。	左記	の日
		11:10	(庁内) 政策協議		外は、
		13:00	県庁発、公舎着		又は
		頃	(千代田区) 私用		で待
		17:00	(〒1(田区) 松用	機	
		頃	V//1/E		
		17:15	(庁内) 災害対策本部会議前の説明		
		17:20	エネルギー庁長官より電話連絡あり		
<u></u>	<u> </u>	11.20			- SŽ へ 結

次ページへ続く

E	3	時	動向				
9/11	水	17:30	(庁内) 災害対策本部会議(第2回)	左記の日			
			[本部長指示]	程以外は、			
			・東京電力に対し、全力での早期復旧と県民への正確な情報提供を改め	庁舎又は			
			て要請すること。	公舎で待			
			・市町村と連携を一層密にして、県民生活への深刻な影響に、あらゆる	機			
			対策を実施すること等				
9/12	木	10:30	(庁内) 記者会見	左記の日			
		11:30	(庁内) 米ウィスコンシン州知事表敬訪問	程以外は、			
		12:15	(千葉市内) 米ウィスコンシン州知事との昼食会	庁舎又は			
		13:30	(庁内) 米ウィスコンシン州への県友好使節団の表敬訪問	公舎で待			
		15:00	(庁内) 武田防災担当大臣と面談し、インフラ復旧に対する支援などを要請	機			
9/13	金	10:00	9月定例県議会開会				
		13:00	(都中央区) 散髪	左記の日			
		16:45	(庁内) 災害対策本部会議(第3回)	程以外は、			
			[本部長指示]	庁舎又は			
			・市町村との連絡をさらに密にして、必要な物資が迅速に提供される	公舎で待			
			よう取り組むこと。	機			
			・避難生活が1週間を超える可能性がある中、本庁、地域振興事務所、				
			健康福祉センター、農業事務所、土木事務所など出先機関も含め、こ				
			の連休中も、被害及び被災者の状況をしっかり確認して、県民の支援				
	١.		に迅速に対応していくこと。				
9/14	土	12:00	東京電力パワーグリッド社長と面談し、1 日も早い復旧と正確な情報提供				
			を要請 - Law to Patron (Table to Table	同上			
		14:40	被災地視察(君津市、南房総市等)				
0/4 5		44.00	江藤農林水産大臣と面会し、財政面での支援などを要望				
9/15	日	11:00	(庁内) 災害対策本部会議(第4回)				
			[本部長指示]	同上			
			・市町村への応援派遣については、市町村からの全ての要請に速やかに				
			対応すること				
			・被災者の避難状況や健康状態をきめ細かく把握し、特に困難を抱える				
			方に対しては、新たな避難場所を用意するなど、市町村と連携して、 被災者の安心・安全の確保に全力で当たること 等				
9/18	水	15:00	一				
9/18	//\		自民兄本部にて一階野事長と囲談し、炎吾又抜について安室 首相官邸にて安倍首相と面談し、激甚災害の早期指定などを要望				
		15:50	目1日日別に「女借目相と囲欲し、傲也灰青切早期有足などを安望				

台風15号は、県内10か所において観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な 暴風により、長期かつ広範囲に及ぶ大規模な停電、断水、多数の家屋被害等が発生する という本県が経験したことのない災害を引き起こし、既存の計画やマニュアルの想定を 超える判断や対応をとることを求められた。

このため、知事は、災害に適切に対応できる体制が取られていることを確認する とともに、より迅速に判断できる態勢をとるべきであった。

【検証項目】

- ア 9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、都内の会議に出席したことは 適切か。
- イ 9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公舎で待機していたのは適切か。
- ウ 9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。
- エ 知事の現地視察が、発災5日後の14日となったのは適切か。

【評価・分析】

- ア 9月8日の夕方の時点では、気象情報を受けられる態勢を確保したうえで、都内で開催された日本・米国中西部会日米合同常任委員会の重要性を考慮し出席したが、 台風接近に備えて18時頃退席し公舎に戻った。
- イ 9月9日は、当日予定されていた行事をキャンセルし、公舎で報告を受け、それを 踏まえ、指示を出した。

公舎は知事が生活する場所である一方、24時間公務を行うことができる体制が とられており、県庁舎と一体的に機能するものであることから、知事が公舎で公務を 行うことは不適切とはいえない。

しかしながら、県内全域で57万軒(9月10日12時30分発表時点。9月9日8時発表時点では64万軒)という本県においてかつてない大規模な停電が発生していたこと、記録的な暴風(9月9日千葉市中央区で最大瞬間風速57.5 m。その他県内各地で40m超)による被害状況が十分に明らかになっていなかった段階であったことを踏まえれば、知事は県庁舎において、より迅速に情報収集や指示を出す態勢とすることが望ましかった。

災害対応の中心的役割を果たす防災危機管理部が、被害規模を想定しきれなかったことから、知事に対する進言が困難であったが、上記の大規模停電、暴風の状況を踏まえれば、知事に対して、在庁してより迅速に判断・指示を仰げる態勢をとることを求めるべきであった。

また、両副知事(副本部長)は、9月9日、在庁し防災危機管理部をはじめ各部から被害状況や対応状況について報告を受け協議を行っていた。把握した被害状況において、9日夕方時点でも死者や行方不明者がなく、家屋等の被害が200棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったため、被害想定の見立てを誤り、知事に対して登庁を求めることや、災害対策本部の設置を進言するには至らなかった。

しかしながら、停電の規模や暴風の状況を踏まえ、大規模な被害が発生している可能性を想定し、知事に対し、在庁してより迅速に判断・指示を行える態勢をとること、及び災害対策本部を設置することを進言すべきであった。

ウ 知事は、10日朝の災害対策本部会議にて、停電や断水などによる被害報告を踏まえ、 各部局長に指示を出し、各部局が関係機関と連携を図り、災害対応に当たっていた。 庁内での午後の公務終了後、公舎に戻る前に、倒木や停電の状況を直接確認したい を行った。加えて知事は、11日及び13日にも連絡が取れる状態であったとはいえ 公務外により公舎を離れる時間があった。災害初期において大規模な被害の発生も想 定される中、知事が公務外で災害対策本部や公舎を離れることは適切とはいえず、知 事は災害に対して最適な対応がとれる態勢をとるべきであった。

また、防災危機管理部担当副知事は、秘書課長から、知事が10日に私的に視察を行いたいとの話があった旨、相談を受けた際、午前中の災害対策本部において知事が指示を出し各部局が必要な対応をしていること、夕方公舎に戻るまでの視察であること、東日本大震災の際も私的な視察が有用であったと聞いていたことから、視察を思いとどまってもらうべきとは考えなかった。

今後、視察を行う場合は、必要性、効果、知事の安全等を十分考慮した上で、公務として実施する。なお、19 号及び 21 号に伴う大雨の際は、災害発生翌日、公務として視察を実施した。

エ 9月14日、知事は、暴風による被害が発生した地域のうち、市原市、君津市、 南房総市を視察し被害状況を確認した。

状況把握のためには、早期の視察が好ましい場合もあるため、最適な視察時期について受入れ側の被災市町村と十分に調整するようにする。

【解決の方向性】

- ○知事及び関係部局は、想定を超える状況が発生し、難しい対応を迫られた今回のことを を教訓とし、想定を超える状況があり得ることを十分に認識し、災害に対して最適な 対応がとれるようにする。
- ○大規模な災害の発生時など緊急かつ重要案件については、各部局長から本部長(知事) への直接連絡を含め、情報伝達を徹底することとし、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- ○知事または副知事と市町村長間のホットラインについては、今後、市町村の意見も踏まえながら、どのような体制・運用とするか検討を行う。

【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

発災前後における知事(本部長)の動向は、次のとおり。

E		時	動向	備	考
10/9	水	13:30	(庁内) 災害対策本部会議(第7回)		
			[本部長指示]		
			・風水害、土砂災害等の発生が懸念されることから、県民に命を守るた		
			めの行動を確実にとっていただくため、市町村と連携して、避難所の		
			早期設置や住民への早めの避難の呼びかけ等を徹底すること。		
			・発災時における速やかな支援を行うため、市町村への情報連絡員の早		
			期配置や、支援物資の円滑な供給体制を確保すること。 等		
			(次の事項等について決定、確認を行った。)		
			○暴風域見込み等を考慮した時期に、災害対策本部第1配備から第		
			2配備に移行させること。		
			○全市町村に、衛星電話等を持った県の情報連絡員を派遣すること。		
			○県の物資の配備状況について市町村に情報提供をしていること。		
			○県企業局が保有する13台の給水車がいつでも出動できる態勢と		
			なっていること。		
10/10	木	13:00	9月議会閉会(9月補正予算議決)		
			散会後、自民党からの緊急要望		
10/11	金	13:00	(庁内)災害対策本部会議(第8回)		
			[本部長指示]		
			・配備体制を災害対策本部第2配備に引き上げる。 ・ブルーシートを含めた備蓄物資の増強、人的支援の迅速な対応、停電	 庁 内	で『宙
			に備えた電源及び燃料のさらなる確保に向けた調整など、体制強化を	頭指揮	
			一層促進すること。	75.111	"
		13:25	災害対策本部第1配備から第2配備に移行		
10/12	土.	6:41	(台風19号) 大雨暴風警報		
10/12		11:00	(庁内) 災害対策本部会議(第9回)		
		11 00	[本部長指示]		
			・県内各地で停電が発生しており、今後さらに拡大することが予想され		
			ることから、台風15号の教訓をいかし、水道施設、病院・高齢者施		
			設など命に関わる施設をはじめとして、各部局においては、最大限の		
			対応にあたること。 等		
		19:30	(庁内) 災害対策本部会議(第10回)		
			[本部長指示]		
			・すでに日が暮れ、状況把握が難しくなっているものもあるが、引き続	庁内	で陣
			き、停電、断水、河川・ダム、潮位などをはじめ、可能な限り、状況	頭指指	軍
			把握に努め、それぞれ身の安全を確保しながら、夜間においても、で		
			きうる対応を行うこと。 等	1 2	•
10/10		21:00	災害対策本部を激励	13かけ	
10/13	日	9:30	被災地現場視察(市原市)	庁舎	
		11:30	(庁内)災害対策本部会議(第11回) [大双馬投票]	で待	
			[本部長指示] ・市町村、医療施設、福祉施設等の状況をきめ細かく確認したうえで、	C 197	X
			速やかな物資支援、人的支援を行うこと。		
		13:15	果警へりにて上空から被災地視察		
		10.10	「市原市、袖ケ浦市、木更津市、君津市、富津市、鋸南町、南房総市、館山市)		
		17:00	(庁内) 災害対策本部会議(第12回)	1	
		11.00	[本部長指示]		
			・停電に関しては、台風15号での経験、教訓を生かし、関係機関と連		
	l	1	携し、できうる限りの対応を行い、県民の不安解消に努めること。等	1	

E	日 時		動向	備考
10/25	金	8:20	大雨警報 洪水警報	
		14:00	(庁内) 災害対策本部会議(第15回)	
			[本部長指示]	
			・河川やダムの水位、土砂災害の危険、道路の被害などに、厳重な監視を	
			続け、市町村や関係機関と連携し、住民の迅速な避難を促すこと。 等	
		17:00	災害対策本部第1配備から第2配備に移行	
10/26	土:	9:00	(庁内) 災害対策本部会議(第16回)	
			[本部長指示]	
			・家屋の浸水被害が多数に上ることから、迅速に被害状況の把握を行う	
			とともに、市町村、関係機関と連携し、被災者の支援に努めること。	
			・道路や橋りょうなどの社会基盤施設について、被害状況の把握と早期	
			の復旧に向けた取組を行うこと。	
		10:00	県警へリにて上空から被災地視察	
			(千葉市、茂原市、佐倉市)	
10/27	日	9:00	(庁内) 災害対策本部会議(第17回)	
			[本部長指示]	
			・印旛沼については水位が高いことから、引き続き警戒を行うとともに、	
			被害を受けた道路、河川などの公共土木施設、農業用施設の早期復旧	
			に向け、市町村、関係機関と一体となった取組を進めること。 等	
11/1	金	9:00	(庁内) 災害対策本部会議(第18回)	
		16:00	台風19号の非常災害対策本部会議(総理大臣官邸)	
	,		宮城県、福島県、神奈川県、長野県、千葉県知事による総理大臣への緊急提言	
11/2	土	12:00	被災地現場視察(茂原市 堤防決壊箇所)	
		12:20	被災地現場視察(長南町 住宅倒壊)	
		12:50	被災地現場視察(長柄町 床上浸水、災害ごみ)	
		13:30	被災地現場視察(茂原市 越水、災害ごみ)	
11/3	日	13:30	被災地現場視察(佐倉市 高崎川越水区域)	
		14:30	江藤農林水産大臣との意見交換	

1 災害対策本部(本部・支部)の対応に係る検証

(3)情報収集

<検証の視点>

- ① 情報収集の体制は充分であったか。
- ② 情報収集の手段や着手時期は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

- ○災害対策本部設置前の情報収集の体制
 - ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報(波浪を除く。)(自動配備) 等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報(波浪を除く。)(自動配備)
	・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。
	・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

(※)災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる 体制とする。

○市町村支援

県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。

○各機関が実施する情報収集報告

県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(市町村)

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生した予想されるときは、速やかに被害情報等を 収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(危 機管理課)に報告する。

市町村は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとと もに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。

(県災害対策本部・本部)

市町村や施設管理者が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、職員等を現地に派遣して、 情報収集活動を行う。

大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関が有する航空機による情報収集活動を行う。

・陸上自衛隊 ・海上自衛隊 ・千葉県警察本部 ・千葉市消防局 ・海上保安庁 ・その他 (県災害対策本部・支部)

災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況(庁舎等)及び周囲の状況について、本部事務局に 報告する。

管内市町村が、被災等のため情報の収集が困難となった場合は、情報連絡員(リエゾン)等を現地 に派遣して、情報収集活動を行い、支部のシステム端末により代行入力して報告する。

【対応状況(台風15号関係)】

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
	目	月	火	水	木	金
台風	12:58 警報	5:00 台風 15 号千葉県 上陸				
配備体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
市町村からの情報		何ら	かの方法で市町	村と連絡を取れる	状態	
リエゾン 派遣					いすみ市役所へ 職員を派遣 (以後随時、市 町村に派遣)	館山市ほか12 市に職員を派遣
被災市町 村への 職員派遣						館山市へ1名 職員を派遣
				DMAT 活動		
医療救護					保健	師派遣
ヘリコ プター		千葉県警察本部 航空隊のヘリコ プターテレビ伝 送システムによ り、被災地の映 像を災対本部事 務局に配信			国土交通省のヘリコプターに県土整備部、農林水産部の職員が同乗し、被害状況を収集	
支部					地域振興事務 所が管内市町 村に対し、支援 に係る要望の 確認を開始	

(9月14日以降の動き)

- 9月19日、県災害対策本部が千葉県警に依頼し、県警のヘリコプターにより南房総市及び成田市上空の情報を 収集
- 9月19日、市町村から要請を受け、千葉市消防局にヘリコプターによる県内全市町村の情報収集を依頼。 同月20日、千葉市消防局から「県内全市町村の上空からの画像」の提供を受け、画像データを全市町村に提供 した。

以下のとおり、情報収集の体制は充分とはいえず、情報収集の手段や時期も適切とは言い難い対応であった。

- ○情報収集の体制がより強化された「災害警戒体制」をとらなかった。
- 〇市町村へのリエゾン派遣が発災3日後の12日以降となった。
- 〇被災地全般の被害状況を把握するために有効であるヘリコプターを利用した空からの情報収集については、9月9日から開始されていたが、全容が把握できたのは、9月 19日と遅れた。
- 〇発災後における市町村からの情報収集については、県と市町村等との間で防災情報の 伝達及び被害情報を収集する防災情報システムを中心に行なった結果、初期の情報収 集に遅れが生じた。

【検証項目】

- ア 情報収集体制を強化するために、事態の推移に伴い速やかに災害警戒体制をとらな かったのはなぜか。
- イ 市町村への情報連絡員(リエゾン)派遣が発災3日後となったのはなぜか。
- ウ 災害対策本部の依頼によるヘリコプターからの情報収集による全容把握が遅れたの はなぜか。
- エ 防災情報システム以外の情報収集の方法を検討する必要があるのではないか。

【評価・分析】

- ア 「この台風の雲域は比較的小さい(銚子地方気象台9月8日11時報)」との発表の 印象から、災害発生の恐れへの危機感が薄かった。台風の進路や暴風域を伴っていた こと、鉄道の計画運休(9月8日16:00発表)などの状況を踏まえ、一段階上の 配備である「災害警戒体制」にすべきであった。
- イ 市町村との間の連絡については、固定電話や携帯電話がつながらない状況もあったと 言われているが、<u>市町村調査の結果によると、</u>防災電話等により市町村と連絡を取れる 状態であった。

地域防災計画上、情報収集のための市町村へのリエゾン派遣は、「市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合」と定められていたことから、台風通過直後は、情報連絡員の派遣を行わなかった。

また、市町村調査の結果によると、情報連絡員については、県備蓄物資の状況の 共有や県への調整の役割を担ってくれたとの評価がある一方で、派遣が遅かった、 役割を理解していないなどの声もあった。

なお、台風15号の経験を踏まえ、台風19号の際には、台風接近前の段階で本庁

及び地域振興事務所職員を、すべての市町村に、情報連絡員として派遣した。

災害対策本部に設置された現地派遣班は、被災初期段階において、自らが現地に赴き、被害情報の収集等を行うこととなっているが、広範囲かつ多数の被災市町村が発生していたため対応することが困難であった。

ウ 千葉県(県警を除く。) はヘリコプターを所有しておらず、地域防災計画上、他の機関にヘリコプターによる情報収集活動を依頼する要件は「大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合」とされている。

「大規模の災害であることや、ヘリコプターによる情報収集を行う必要性」についての認識を十分に持ち、より積極的にヘリコプターによる情報収集を行うべきであった。

エ 市町村からの被害情報などの収集にあたっては、主に防災情報システムを用い、1件 1件の被害報告を受ける方法としてきたが、今回の台風15号の被災時には、市町村に おいて、個々の被害状況の把握が困難であり、また、災害対応に追われる中で防災情報 システムへの入力が追い付かず、結果として県への被害報告が円滑に進まなかった。

この反省を踏まえ、台風19号の際には、上陸前日の10月10日に市町村に対して、 ①防災情報システムで1件1件入力することが困難な場合には、消防・市町村職員の 現地確認等を基に、全体の概数が把握できた場合には、1件の報告で概数を報告して 構わないこと、②システムでの入力が困難な場合には、電話、メール・ファックスで の報告で構わないこと等、被害報告の際の留意事項を通知して、市町村の報告時の負 担の軽減を図った。この結果、台風19号時には、台風15号時と比較して、市町村 からの住家・非住家に係る概数での被害報告が円滑に進んだ。

【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12		10/25	10/26
	木	金	土		金	土
台風		6:41 (台風 19 号) 大雨 暴風警報				
配備体制		13:00 第8回災害対策 本部会議 13:25 災害対策本部(第 2配備)	11:00 第 9 回災害対策本部会 議 19:30 第 10 回災害対策本部 会議		14:00 第 15 回災害対策本 部会議 17:00 災害対策本部 (第 2 配備)	
	本部第1面 ~10/11(13	2備 : 25) 10/1 1	本部第2配備 (13:25)~10/15(16:30)	,	本部第1配備 ~10/25(17:00)	本部(第2配備) 10/25(17:00)~
	【市町村に被害 報告の際の留意 項を通知】	Ī	市町村と連絡を取れる	るお	大態	
市町村からの情報	防災情報システムで1件ずつ入力困難な場合、現地確認等を基に全体の概数をメール・FAXで報告可能とした。					
リエゾン 派遣	派遣調整	13:00 県内全市町村へ 派遣				
被災市町	台川	国 15 号に伴う職	員派遣			
村への職員派遣			台風 19、2	21 -	 	
医療救護			10:01 DMAT 調整本部設置 9つの活動拠点立上げ			
			14:00 航空運用調整会議			
ヘリコ プター			翌日 5:30 以降 県警ヘリ(県南部方 面)、千葉市消防ヘリ (県北部方面)で上空 偵察			
支部	物資の払出し	・物資の払出し・職員を派遣 (リエゾン)・支部の設置	物資の払出し			

【解決の方向性】

- ア 情報収集体制を強化するために、早期により上位の配備体制への移行の判断を行う。
- ・「災害警戒体制」や「災害対策本部」設置後の配備基準について、気象特別警報や河川 氾濫情報などにより客観的な判断ができるよう修正する。
- ・本部設置前段階において、台風の暴風域に入ることが見込まれる確率などを基準に「災害警戒体制」を自動配備とすることや、「応急対策本部」の設置について検討する。
- イ 台風19号の際の対応等を踏まえ、市町村に赴き、現地の被害情報収集や市町村の様々なニーズ把握を行う「情報連絡員」となる職員<u>を本庁及び出先機関で</u>あらかじめ 選定することとした ほか、発災時又は発災が見込まれる段階から、情報連絡員派遣の総合調整の役割を「現地派遣班」が担うなど、<u>より</u>早期に職員を派遣できる仕組みを構築する。
- ・平時から、市町村に派遣する職員のリスト化、選定を行っておくほか、情報収集に 必要となるタブレット端末や活動中に身に着けるビブス等、職員派遣体制を充実 させる。

また、今回の災害対応で使用した派遣職員用マニュアルの改訂を行うとともに、派遣を予定する職員に対し、情報連絡員としての役割等についての理解を深めるため、 平時から適時研修を行うなど、災害対応に備えることとする。

また、地域振興事務所においては、日ごろから市町村と顔の見える関係を構築し、情報共有及び連携の強化に努めるとともに、災害発生時における情報収集機能の強化を図る。

- ウ ヘリコプターによる情報収集は、交通や通信が途絶した地域の状況を迅速に把握 する上で有効であるため、ヘリコプターを所有する機関との連携を図り、早期にヘリ コプターによる情報収集を行える体制を整える。
- ・災害発生の早期に、ヘリコプターによる情報収集を行えるよう、警察、消防などヘリコプターを保有する機関との間で、要請の手順、映像配信時刻の通知や映像記録の 提供方法などのルールの明確化を図る。
- ・災害対策本部事務局内に情報収集・分析にあたる専門要員をあらかじめ確定し、配信 される映像等を活用し、被害状況の解明を図る。
- ・また、定期的に映像の配信確認を実施し、災害時に備える。
- エ 被害情報の把握については、防災情報システムを基本としつつも、同時に情報連絡 員を早期に市町村に派遣し情報収集にあたり、システム入力が行われない市町村に 対しては、電話など他の手段による連絡も試みる。また、市町村において覚知した

被害情報について、防災情報システムへの入力の人的な余力がない場合等には、情報 連絡員による代行入力もするなど市町村支援に努める。

- ・市町村からの被害状況報告に際しては、市町村職員の負担軽減を図るため、①防災情報システムで、1件1件の入力が困難な場合には、消防・市町村職員の現地確認等を基に、全体の概数が把握できた場合には、1件の報告で概数を報告して構わないこと、②システム入力が困難な場合には、電話、メール、ファックスでの報告で構わないこと、等を徹底する。
- ・SNSなどを活用した被害情報の収集も、災害時には、発生位置・被害状況を視認できることから有効であるものの、千葉県として既に導入している「減災プロジェクト」の活用の視点が不十分であった。今回の台風15号や10月25日の大雨による被害状況について、多くの県民から写真提供を頂いたところであり、引き続き「減災プロジェクト」の県民への周知に努めるとともに、災害時の情報収集ツールとしての活用を徹底する。
- ・このほか、被害情報の情報収集にあたっては、県関係部局はもとより、地域の公的機関が把握する情報や被災地在住の県職員からの情報提供など、多様な入手ルートの活用も検討する。

〇情報連絡員(リエゾン)の派遣(市町村の被災状況や対応状況を把握するため)

①台風15号対応状況

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月12日 (木)	いすみ市 (2名)	2名
9月13日(金)	館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、木更津市 (2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、袖ケ浦市(1名)、 香取市(2名)、多古町(2名)、銚子市(1名)、東金市 (2名)、芝山町(2名)、いすみ市(2名)	2 4 名
9月14日 (土)	館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、袖ケ浦市(1名)、香取市(2名)、多古町(2名)、長柄町(2名)	18名
9月15日 (日)	館山市(2名)、鴨川市(1名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、 油ケ浦市(2名)、富里市(1名)、香取市(1名)、多古町(2名)、東金市(1名)、山武市(1名)、大網白里市(1名)、九十九里町(1名)、芝山町(1名)、横芝光町(1名)、長柄町(3名)	27名
9月16日 (月)	館山市(2名)、鴨川市(1名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、 袖ケ浦市(1名)、富里市(1名)、香取市(1名)、多古町	26名

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
	(2名)、東金市(1名)、山武市(1名)、大網白里市	
	(1名)、九十九里町(1名)、芝山町(1名)、横芝光町	
	(1名)、長柄町(3名)	
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	
9月17日 (火)	袖ケ浦市(2名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	29名
	(2名)、東金市(1名)、山武市(1名)、大網白里市	2 3 Д
	(1名)、九十九里町(1名)、芝山町(1名)、横芝光町	
	(1名)、長柄町(3名)	
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	
9月18日(水)	袖ケ浦市(2名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	31名
3)110 H (/JV)	(2名)、銚子市(1名)、東金市(1名)、山武市(1名)、	01/4
	大網白里市(2名)、九十九里町(1名)、芝山町(1名)、	
	横芝光町(1名)、長柄町(3名)	
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	
9月19日(木)	袖ケ浦市(2名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	3 2 名
3), 1 3 H (/N)	(2名)、銚子市(1名)、東金市(1名)、山武市(1名)、	0 2 д
	大網白里市(2名)、九十九里町(1名)、芝山町(2名)、	
	横芝光町(1名)、長柄町(3名)	
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	
9月20日(金)	袖ケ浦市(2名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	3 2 名
3/1 Z O H (MZ)	(2名)、銚子市(1名)、東金市(1名)、山武市(2名)、	О 2 ∕д
	大網白里市(1名)、九十九里町(1名)、芝山町(2名)、	
	横芝光町(1名)、長柄町(3名)	
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	
9月21日(土)	袖ケ浦市(2名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	29名
	(2名)、東金市(1名)、山武市(2名)、大網白里市	Волд
	(1名)、九十九里町(1名)、芝山町(2名)、横芝光町	
	(1名)、長柄町(1名)	
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	
9月22日(日)	袖ケ浦市(2名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	28名
- / / / / /	(2名)、東金市(1名)、山武市(2名)、大網白里市	- · ·
	(1名)、九十九里町(1名)、芝山町(1名)、横芝光町	
	(1名)、長柄町(1名)	
9月23日(月)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	28名
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計	
	袖ケ浦市(2名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町		
	(2名)、東金市(1名)、山武市(2名)、大網白里市		
	(1名)、九十九里町(1名)、芝山町(1名)、横芝光町		
	(1名)、長柄町(1名)		
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町		
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、		
9月24日 (火)	袖ケ浦市(2名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	29名	
	(2名)、東金市(2名)、山武市(2名)、大網白里市	2074	
	(1名)、九十九里町(1名)、芝山町(1名)、横芝光町		
	(1名)、長柄町(1名)		
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町		
	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、		
9月25日(水)	袖ケ浦市(1名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	25名	
	(2名)、東金市(2名)、山武市(2名)、大網白里市		
	(1名)、芝山町(1名)		
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町		
9月26日 (木)	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	23名	
37,20 H (/K)	袖ケ浦市(1名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	2 3 /1	
	(2名)、東金市(2名)、山武市(2名)		
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町		
9月27日(金)	(2名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、富津市(2名)、	21名	
27171日(亚)	袖ケ浦市(1名)、富里市(2名)、香取市(1名)、多古町	2 1 /1	
	(2名)、東金市(2名)		
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町		
9月28日 (土)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、袖ケ浦市(1名)、	17名	
	香取市(1名)、多古町(1名)、東金市(2名)		
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町		
9月29日(日)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、香取市(1名)、	16名	
	多古町(1名)、東金市(2名)		
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町		
9月30日(月)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、富里市(2名)、	19名	
	香取市(1名)、多古町(2名)、東金市(2名)		
	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町		
10月1日(火)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、香取市(1名)、	15名	
	多古町 (2名)		
10月2日(水)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	13名	
1 0 /1 2 H (/10)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、多古町(1名)	1 0/µ	
10月3日(木)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	13名	
1 0 /1 0 H (/N)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、多古町(1名)	10/1	
10月4日(金)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	13名	
10/11日(近/	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)、多古町(1名)	10/4	

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
10850 (4)	館山市 (2名)、鴨川市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町	1 0 夕
10月5日(土)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	12名
10869 (9)	館山市 (2名)、鴨川市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町	1 0 夕
10月6日(日)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	12名
10月7日(月)	館山市 (2名)、鴨川市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町	12名
10月7日(月)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	1 2 泊
10月8日(火)	館山市 (2名)、鴨川市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町	12名
10月6日(久)	(2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	1 2 泊
10月9日(水)	館山市 (2名)、鴨川市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町	10名
10月9日(水)	(2名)、君津市(2名)	10年
10月10日(木)	館山市 (2名)、鴨川市 (2名)、南房総市 (2名)、鋸南町	10名
10月10日(水)	(2名)、君津市(2名)	10年

【延べ578名】

〇情報連絡員(リエゾン)の派遣(市町村の被災状況や対応状況を把握するため) ②台風19号・21号に伴う大雨関係への対応状況

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
10月11日(金)	県内54市町村に各2名派遣	108名
10月12日(土)	成田市(3名)、佐倉市(3名)、四街道市(3名)、長生村(3名)、 県内50市町村に各2名派遣	112名
10月13日(日)	成田市(3名)、長生村(3名)、県内52市町村に各2名派遣	110名
10月14日 (月)	千葉市(2名)、市原市(2名)、柏市(2名)、我孫子市(2名)、 印西市(2名)、成田市(3名)、富里市(2名)、八街市(2名)、 香取市(2名)、多古町(2名)、東庄町(2名)、神崎町(2名)、 銚子市(2名)、旭市(2名)、東金市(2名)、山武市(2名)、 大網白里市(2名)、九十九里町(2名)、芝山町(2名)、 横芝光町(2名)、長南町(1名)、木更津市(2名)、君津市(2名)、 富津市(2名)、袖ケ浦市(2名)、いすみ市(2名)、勝浦市(2名)、 館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	6 2名
10月15日 (火)	千葉市(2名)、市原市(2名)、印西市(2名)、富里市(2名)、 八街市(2名)、香取市(2名)、多古町(2名)、東庄町(2名)、 銚子市(2名)、旭市(2名)、匝瑳市(2名)、東金市(2名)、 山武市(2名)、大網白里市(2名)、九十九里町(2名)、芝山町 (1名)、横芝光町(2名)、長南町(1名)、木更津市(2名)、	5 0名

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
	君津市(2名)、富津市(2名)、袖ケ浦市(2名)、館山市(2名)、	
	南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	
10月16日 (水)	市原市(2名)、八街市(2名)、香取市(2名)、多古町(2名)、	
	銚子市(2名)、東金市(2名)、山武市(2名)、木更津市(2名)、	2.0.4
	君津市(2名)、富津市(2名)、袖ケ浦市(2名)、館山市(2名)、	3 0名
	南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	
10月17日 (木)	市原市(2名)、多古町(2名)、銚子市(2名)、東金市(2名)、	
	木更津市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、袖ケ浦市	23名
	(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、	23名
	鴨川市(2名)	
10月18日(金)	市原市(2名)、多古町(2名)、銚子市(2名)、木更津市(2名)、	
	君津市(2名)、富津市(1名)、袖ケ浦市(2名)、館山市(2名)、	21名
	南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	
10月19日(土)	市原市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、袖ケ浦市(2名)、	15夕
	館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	15名
10月20日(日)	市原市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、袖ケ浦市(2名)、	15名
	館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	1 3名
10月21日(月)	市原市(2名)、多古町(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、	
	袖ケ浦市(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	17名
	(2名)、鴨川市 (2名)	
10月22日(火)	市原市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、袖ケ浦市(2名)、	15名
	館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	1 3名
10月23日 (水)	市原市(2名)、多古町(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、	
	袖ケ浦市(2名)、館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町	17名
	(2名)、鴨川市 (2名)	
10月24日 (木)	市原市(2名)、君津市(2名)、富津市(1名)、袖ケ浦市(2名)、	15名
	館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	1 0 41
10月25日(金)	千葉市(2名)、市原市(2名)、佐倉市(2名)、茂原市(1名)、	
	長柄町(1名)、長南町(1名)、君津市(2名)、館山市(2名)、	19名
	南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
10月26日(土)	千葉市(2名)、市原市(2名)、佐倉市(3名)、四街道市(1名)、	
	成田市(1名)、八街市(1名)、東金市(1名)、山武市(1名)、	
	大網白里市(1名)、茂原市(2名)、長柄町(3名)、長南町	3 3名
	(3名)、木更津市(1名)、君津市(2名)、袖ケ浦市(1名)、	
	館山市(2名)、南房総市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	
10月27日(日)	千葉市(2名)、市原市(2名)、佐倉市(3名)、四街道市(1名)、	
	東金市(1名)、大網白里市(1名)、茂原市(2名)、長柄町	9 C A
	(3名)、長南町(3名)、君津市(2名)、館山市(2名)、	26名
	鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	
10月28日(月)	千葉市(2名)、市原市(2名)、佐倉市(2名)、四街道市(1名)、	
	大網白里市(1名)、茂原市(1名)、長柄町(1名)、長南町	17名
	(1名)、君津市(2名)、鋸南町(2名)、鴨川市(2名)	
10月29日(火)	千葉市(2名)、市原市(2名)、佐倉市(2名)、四街道市(1名)、	
	大網白里市(1名)、茂原市(1名)、長柄町(1名)、長南町	15名
	(1名)、君津市(2名)、鋸南町(2名)	
10月30日(水)	千葉市(2名)、市原市(2名)、佐倉市(2名)、四街道市(1名)、	
	大網白里市(1名)、茂原市(1名)、長柄町(1名)、長南町	13名
	(1名)、君津市(2名)	
10月31日 (木)	市原市(2名)、佐倉市(2名)、大網白里市(1名)、茂原市	0.4
	(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	8名
11月1日(金)	市原市(1名)、佐倉市(2名)、大網白里市(1名)、茂原市	7 5
	(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	7名
11月2日(土)	市原市(1名)、大網白里市(1名)、長柄町(1名)	3名
11月3日(日)	市原市(1名)、大網白里市(1名)、長柄町(1名)	3名
11月4日(月)	市原市(1名)、大網白里市(1名)、長柄町(1名)	3名
11月5日(火)	市原市(1名)、佐倉市(2名)、大網白里市(1名)、長柄町	o #
	(1名)、長南町(1名)	6名
11月6日 (水)	市原市(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	3名
11月7日 (木)	市原市(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	3名
11月8日 (金)	市原市(1名)、長柄町(1名)、長南町(1名)	3名

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
11月9日(土)	長柄町(1名)	1名
11月10日(日)	長柄町(1名)	1名
11月11日(月)	市原市(1名)、長柄町(1名)	2名
11月12日(火)	市原市(1名)、長柄町(1名)	2名
11月13日 (水)	市原市(1名)、長柄町(1名)	2名
11月14日 (木)	長柄町(1名)	1名
11月15日(金)	長柄町(1名)	1名

【延べ782名】

1 災害対策本部(本部・支部)の対応に係る検証

(4) 人的支援(業務支援)

<検証の視点>

① 市町村の要請に応じた業務支援を行えたか。

【関係規程等】

地域防災計画

市町村支援(防災危機管理部)

県は、大規模災害が発生した場合、特に市町村が被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、 積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う。

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合又は市町村が災害対応能力を喪失等したと認められる場合に おける、県職員を派遣するなどの措置をあらかじめ定めるものとする。

大規模災害時応援受援計画

応援・受援の判断基準

県災害対策本部は、以下の場合に応援を実施する。

- (1)被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれ、県に対して応援要請をした場合。
- (2) 壊滅的な被害を受けたことにより、行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、応援要請を待つことなく現地派遣班や支部職員等を派遣し、応援の必要性を把握した場合。

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(応援要請の手続き)

- 第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。
 - (1) 被害の状況
 - $(2) \sim (6)$ 略
- 2 <u>被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には</u>、前項に掲げる事項 を明らかにして電話等により<u>千葉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行うものと</u> し、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被 災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

(応援の調整)

第6条 <u>知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。</u>

【対応状況(台風15号関係)】

		9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	
		日	月	火	水	木	金	
	台風	12:58	5:00 台風 15 号千葉 県 上陸					
	配備体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議				
情報収集	リエゾン派遣					いすみ市役所 へ職員を派遣 (以後随時、 市 町 村 に 派遣)	2市へ職員を派遣	
	被災市 町村へ の職員 派遣						館山市へ1名職員を派遣総務省に、南東 国市、総括支援を明本の総括支援・チーム派遣を要請	9/14 総務省に 南房総市 への応払 職員派託 を要請
業務支援	医療救護活動		12:00 災害医療本部 設置 ◆ DMAT 調整本 部設置 DPAT 調整本 部設置					
	保健師 等派遣		HINCE			•		-
自	給水			4:00、4:30 航空・陸上自 衛隊に給水支 援を要請			14:00 海上自衛隊に 給水支援を要 請	
衛隊への	患者搬送			12:00 陸上・航空自 衛隊に患者搬 送を要請				
派遣要請	倒木				6:00 陸上自衛隊に 電力復旧に伴 う倒木伐採を 要請			
	被害情 報収集 等				14:00 航空自衛隊に 被害情報収集 等を要請			
	入浴				15:00 海上自衛隊に 入浴支援を要 請	20:00 陸上自衛隊に 入浴支援を要 請		
	ブルーシート					9/15	レーシート) 12:00、21:00 ・海上自衛隊に屋	根

58

- 〇 市町村からの人的支援要請に応え、業務支援を行うため、22市町へ合計延べ 4.185人の県職員を派遣した。
- 一方で、市町村の人的支援ニーズを的確かつ迅速に把握するため、リエゾンを 積極的に活用すべきであった。
- 市町村間の相互応援について、支援先の市町村との調整に時間を要した事例が あった。
- 自衛隊による災害派遣については、人命優先の観点から、給水支援を要請するとと もに、市町村の支援ニーズや停電状況を踏まえて、入浴支援等も要請した。

【検証項目】

- ア 被災市町村が単独では十分な災害対応が実施できないと見込まれた場合の応援要請 に対し、県は、迅速かつ的確に対応し、業務支援を行うことができたか。
- イ 被災市区町村応援職員確保システムに基づく要請は適切に行えたのか。
- ウ国によるリエゾンとの連携は充分であったか。
- エ 市町村間の相互応援に関する調整は適切に行えたのか。
- オ 自衛隊への災害派遣要請について、要請の時期や内容は適切か。県が自衛隊による ブルーシート張りを要支援者等に制限したのはなぜか。

【評価・分析】

ア 市町村からのすべての要請に速やかに対応すべく、9月13日から10月10日までにおいては、22市町へ合計延べ4,185人の県職員を派遣し、業務支援を行った。

千葉県大規模災害時応援受援計画においては、「壊滅的な被害を受けたことにより、 行政機能が低下し、応援要請を行う余力がないと推測される被災市町村に対して、現 地派遣班等を派遣し、応援の必要性を把握」することとしている。市町村とは固定電 話や携帯電話がつながらない状況もあったと言われているが、防災電話等により連絡 が取れる状態であったと認識しており、台風通過直後は派遣を行わなかった。

なお、台風15号の経験を踏まえ、台風19号の際には、台風接近前の段階で本庁 及び地域振興事務所職員を、すべての市町村に、情報連絡員として派遣した。

また、市町村調査の結果によると、半数近くの団体が、県からの応援職員について、

<u>役立ったとの評価がある一方で、最初、業務に慣れていないため、手間取っていたな</u> どの声もあった。

イ 被災市区町村応援職員確保システムに基づき、9月13日から10月16日までに おいて、11市町に対し、延べ3,853人の応援職員が派遣され、災害マネジメン ト支援(総括支援チーム)、災害対策本部や避難所の運営支援、住家被害認定調査等の 業務支援を受けた。

業務支援については、市町村から要請があった場合、県庁内や県内市町村で、職員派遣に係る調整後、派遣人数に不足がある場合に、確保システムに基づき、総務省に要請するものであるが、当初、県内市町村との職員派遣調整が、休日となったため、十分行うことができない事例があった。

また、市町村調査の結果によると、被災市区町村応援職員確保システムについて、 市町村長が「十分理解していた」、「ある程度は知っていた」と回答したのは、13団 体に留まっていた。

- ウ 国によるリエゾン派遣の受入れは9月10日から行われ、様々な助言や支援を受け たが、受入れスペースや連絡調整の窓口が一本化されていないなど、受入体制が充分 ではない部分があった。
- エ 市町村からの応援要請を受け、県職員の派遣を調整することと併せて、市町村にも相 互応援について要請・調整を行い、県内市町村職員が被災市町村で支援を行った。しか しながら、応援調整を行ったものの、受入れ市町村の準備が整わず支援が中止となった 事例や消防職員の支援において、受入市町村との調整に時間を要した事例があった。
- オ 自衛隊への災害派遣要請について 次のとおり、市町村からの要請に応じ、派遣要請を行えた。
 - (ア) 給水支援について

複数の水道事業体の断水と、県内拠点病院での水と電力の供給不足に対して、9 日20時頃から、関係課との協議を踏まえ自衛隊に対する災害派遣要請の検討を始めた。

給水派遣要請に先立ち、災害拠点病院等の必要水量などの把握、自衛隊が給水作業を行う際に必要な給水ポイントの指定などの準備を行い、10日午前4時に災害派遣要請を行った。

(イ) 倒木伐採支援について

9月10日夕方に、東京電力から県に対し、成田市内で樹木が電線に倒れかかって

おり電力復旧の妨げとなっていることから、自衛隊に倒木伐採を依頼したいとの連絡があったため、県、陸上自衛隊、東京電力の三者で調整を行い、9月11日午前6時、東京電力が単独で除去できないものに対して、陸上自衛隊による伐採を要請した。

(ウ) 入浴支援について

停電の長期化が懸念されはじめた11日に、館山市からの要請を受けて、同日、派遣要請を行った。また、12日20時、市町村長から要請のあった4市のほか、停電戸数の多い2市については、要請を待たずに、派遣要請した。

(エ) ブルーシート展張支援について

前例に乏しかったことから、内閣府、防衛・自衛隊、千葉県との間で情報共有しつつ、「独居老人、高齢者夫妻、障がい者及び市町村が自力でのブルーシート展張困難と判断した者」の住家を対象家屋として取り組んだ。

その後、支援対象者を制限せずに実施することについて、支援を受けた市町に確認したところ、確認できた13自治体の約3分の2が、これに消極的であった。

また、県としても一般の方々自ら行うブルーシート展張の支援・促進のため、ブルーシートの展張作業ができる事業者と施工希望者とを結びつける施策の実施を進めていたことも含め、これらを総合的に勘案し、県としての対応方針は変更しなかった。

【解決の方向性】

- 市町村の人的支援要請に的確に対応できるよう、また、市町村が迅速かつ的確に人 的支援要請が行えない場合、市町村と協議し、支援ニーズを把握できるよう、情報連 絡員を速やかに派遣する。
 - ・情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、早期に業務支援ができる体制を検討する。
 - ・災害時に、市町村に派遣する職員の職位や災害対応経験等、支援ニーズを把握する ための様式の見直し等を検討する。
 - ・今回の災害での事例等をもとに、避難所運営や罹災証明書交付業務等に必要な人員の見積方法や、応援に要する経費に対する財政措置(災害救助法の対象経費や交付税措置等)を、「千葉県大規模災害時応援受援計画」(応援受援の手順等を定めたマニュアル)に記載することを検討する。
 - ・支援業務の円滑な実施のために効果的な、職員研修や訓練方法などについて、他県の事例なども参考に検討する。

- 総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」について、市町村に対し、関係機関と連携し、様々な機会を通じ、その周知に努める。また、訓練を通じて、活用方法の習熟に努める。
 - ・職員派遣について、休日であっても県庁内や県内市町村と調整できる連絡体制の整備について、検討していく。
 - ・災害時、市町村に対し、災害マネジメントを支援するため、「総括支援チーム」の積極的活用を呼び掛ける。
- 市町村間の相互応援調整については、今後、市町村へのアンケートを通じて、派遣 側と受入側の市町村から意見を聴き、対応を検討する。
- 国によるリエゾンと適切な連携を図られるよう、受入体制の充実を図る。
 - ・国の応援職員や各種支援を迅速・的確に受入れ、情報の共有や各種調整を円滑に実施できるよう、災害対策本部事務局における活動スペースの確保等も含め、受入体制の構築を検討する。
- 自衛隊への災害派遣は、平素から自衛隊との連携を密にし、発災時には市町村等の ニーズを的確に把握したうえで、自衛隊との調整を図り実施する。

【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

		10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	
		木	金	土	月	月	火	
	台風			6:41 (台風19号) 大雨暴風警報				
	配備体制	災害対策本 (第1配備) ~10/11(13:2)		災害対策本部 (第2配備) 3:25)~10/15(16	:30)	災害対策本 (第 1 配備 10/15(16:30	j)
情報収集	リエゾン 派遣		10:00 職員説明会 衛星携帯配付 午後から全市 町村へ派遣					.
業務	被災市町村への職員派遣		君津市へ6名 職員を派遣	君津市ほか2 市へ職員を派遣	君津市ほか3 市へ職員を派 遣	君津市ほか3 市へ職員を派 遣	君津市ほか4 市町へ職員を 派遣	10/23 総務省に 南房総市
支援	医療救護 活動							への応援 職員派遣 を要請
	保健師等 派遣							で女明
	給水				20:30 航空自衛隊に 給水支援を要 請			
自衛隊	倒木					13:00 陸上自衛隊に 電力復旧に伴 う倒木伐採を 要請		
への派遣	入浴					14:45 海上自衛隊に 入浴支援を要 請		
要請	ブルーシート						- (ブルーシー 10/16 13:00 航空自衛隊)	こ屋
	輸送支援				17:33、19:35、 20:30 陸海空自衛隊 に輸送支援を 要請		を要請を要請	F耒
	がれき処理						(がれき処理 10/21 13:00 航空自衛隊に れき処理を要	が

		10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
		水	木	金	土	日	月
	台風			8:20 大雨警報 8:20 洪水警報			
	配備体制	(害対策本部 第1配備 0/25(17:00) 		<u>1</u>	炎害対策本部 (第2配備))/25(17:00)~	
情報収集	リエゾン 派遣						
未	被災市町 村への職 員派遣					茂原市へ7名 派遣	茂原市へ9名 派遣
業務支援	医療救護活動						
	保健師等派遣						
	給水						
自	倒木						
衛隊	入浴						
への派遣要請	ブルーシート						
	人命救助			17:30 陸上自衛隊に 人命救助を要 請			

1 被災市町村への県職員の派遣

(1)物資配付等の業務支援

①物資配付・避難所支援・家屋調査などの業務支援

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月13日(金)	館山市(1名)	1名
9月14日 (土)	館山市(14名)	14名
9月15日(日)	館山市(14名)、鴨川市(8名)、富津市(4名)、八街市 (2名)、香取市(3名)	31名
9月16日 (月)	館山市(13名)、鴨川市(8名)、鋸南町(15名)、君津市 (2名)、富津市(6名)、袖ケ浦市(3名)、八街市(2名)、 香取市(3名)、東金市(4名)、芝山町(2名)	5 8 名
9月17日 (火)	館山市(24名)、鴨川市(13名)、南房総市(21名)、 君津市(4名)、富津市(4名)、袖ケ浦市(3名)、八街市 (2名)、香取市(7名)、多古町(2名)、東金市(5名)、 山武市(2名)、九十九里町(1名)、芝山町(6名)	9 4 名
9月18日 (水)	館山市(28名)、鴨川市(5名)、南房総市(29名)、 鋸南町(17名)、君津市(4名)、富津市(7名)、袖ケ浦市 (3名)、八街市(2名)、香取市(7名)、多古町(2名)、 東金市(5名)、山武市(2名)、九十九里町(1名)、芝山町 (6名)、横芝光町(2名)	120名
9月19日 (木)	館山市(32名)、鴨川市(5名)、南房総市(29名)、 鋸南町(16名)、君津市(4名)、富津市(5名)、袖ケ浦市 (3名)、八街市(2名)、香取市(6名)、多古町(2名)、 東金市(5名)、山武市(2名)、芝山町(7名)、横芝光町 (2名)	120名
9月20日(金)	館山市(33名)、鴨川市(7名)、南房総市(29名)、 鋸南町(23名)、君津市(4名)、富津市(5名)、袖ケ浦市 (3名)、八街市(1名)、富里市(3名)、香取市(6名)、 多古町(4名)、東金市(5名)、山武市(2名)、芝山町 (4名)、横芝光町(2名)	131名
9月21日 (土)	館山市(24名)、鴨川市(9名)、南房総市(31名)、 鋸南町(28名)、君津市(4名)、富津市(4名)、袖ケ浦市 (3名)、市原市(19名)、八街市(3名)、富里市(1名)、 東金市(5名)、山武市(2名)、九十九里町(3名)、 横芝光町(2名)	138名
9月22日(日)	館山市(22名)、鴨川市(9名)、南房総市(31名)、 鋸南町(28名)、君津市(4名)、富津市(4名)、袖ケ浦市 (3名)、市原市(19名)、八街市(3名)、富里市(1名)、 東金市(5名)、山武市(2名)、九十九里町(3名)、芝山町 (5名)	139名
9月23日(月)	館山市(19名)、鴨川市(2名)、南房総市(31名)、	128名

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
	鋸南町(28名)、君津市(2名)、富津市(4名)、袖ケ浦市(3名)、市原市(19名)、八街市(3名)、富里市(1名)、多古町(3名)、東金市(5名)、九十九里町(3名)、芝山町(5名)	
9月24日 (火)	館山市(26名)、鴨川市(13名)、南房総市(34名)、 鋸南町(28名)、木更津市(2名)、君津市(2名)、富津市 (17名)、袖ケ浦市(3名)、市原市(19名)、八街市 (2名)、多古町(2名)、東金市(5名)、山武市(1名)、 大網白里市(1名)、芝山町(7名)	162名
9月25日 (水)	館山市(28名)、鴨川市(8名)、南房総市(34名)、 鋸南町(28名)、木更津市(2名)、君津市(2名)、富津市 (17名)、袖ケ浦市(3名)、市原市(7名)、八街市 (2名)、多古町(3名)、東金市(1名)、山武市(1名)、 大網白里市(1名)、芝山町(5名)、横芝光町(3名)	145名
9月26日 (木)	館山市(36名)、鴨川市(12名)、南房総市(33名)、 鋸南町(32名)、木更津市(2名)、君津市(1名)、富津市 (17名)、袖ケ浦市(3名)、市原市(7名)、八街市 (2名)、多古町(5名)、東金市(1名)、山武市(1名)、 大網白里市(1名)、芝山町(5名)	158名
9月27日(金)	館山市(34名)、鴨川市(11名)、南房総市(33名)、 鋸南町(31名)、木更津市(2名)、君津市(1名)、富津市 (21名)、袖ケ浦市(6名)、市原市(10名)、八街市 (2名)、多古町(5名)、東金市(6名)、山武市(1名)、 大網白里市(1名)、芝山町(5名)	169名
9月28日 (土)	館山市(35名)、鴨川市(7名)、南房総市(57名)、 鋸南町(32名)、木更津市(2名)、君津市(1名)、富津市 (21名)、袖ケ浦市(3名)、市原市(10名)、多古町 (3名)、東金市(4名)、芝山町(4名)	179名
9月29日 (日)	館山市(31名)、鴨川市(8名)、南房総市(52名)、 鋸南町(32名)、木更津市(2名)、君津市(1名)、富津市 (21名)、袖ケ浦市(3名)、市原市(10名)、多古町 (3名)、東金市(5名)、芝山町(4名)	172名
9月30日(月)	館山市(36名)、鴨川市(11名)、南房総市(35名)、 鋸南町(32名)、木更津市(2名)、君津市(1名)、富津市 (29名)、袖ケ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市 (2名)、多古町(5名)、東金市(10名)、山武市(1名)、 大網白里市(1名)、芝山町(4名)	182名
10月1日(火)	館山市(47名)、鴨川市(9名)、南房総市(35名)、 鋸南町(30名)、木更津市(2名)、君津市(1名)、富津市 (26名)、袖ケ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市 (2名)、多古町(6名)、東金市(10名)、山武市(1名)、	187名

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
	大網白里市(1名)、芝山町(4名)	
	館山市(47名)、鴨川市(7名)、南房総市(35名)、	
	鋸南町(29名)、木更津市(2名)、君津市(11名)、	
10月2日(水)	富津市(26名)、袖ケ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市	189名
	(2名)、多古町(6名)、東金市(5名)、山武市(1名)、	
	大網白里市(1名)、芝山町(4名)	
	館山市(52名)、鴨川市(9名)、南房総市(36名)、	
	鋸南町(29名)、木更津市(2名)、君津市(11名)、	
10月3日(木)	富津市(28名)、袖ケ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市	199名
	(2名)、多古町(6名)、東金市(5名)、山武市(1名)、	189名 199名 198名 164名 163名
	大網白里市(1名)、芝山町(4名)	
	館山市(58名)、鴨川市(10名)、南房総市(31名)、	
	鋸南町(30名)、木更津市(2名)、君津市(10名)、	
10月4日(金)	富津市(28名)、袖ケ浦市(6名)、市原市(7名)、八街市	198名
	(2名)、多古町(6名)、山武市(1名)、大網白里市	
	(1名)、芝山町(4名)、横芝光町(2名)	
	館山市(54名)、鴨川市(2名)、南房総市(31名)、	
10月5日(土)	鋸南町(25名)、木更津市(1名)、君津市(10名)、	164名
,, , , , , , , , , , , , , , , ,	富津市(28名)、袖ケ浦市(6名)、多古町(3名)、芝山町	
	(4名)	
	館山市(55名)、鴨川市(4名)、南房総市(32名)、	
10月6日(日)	鋸南町(26名)、木更津市(1名)、君津市(10名)、	169名
	富津市(28名)、袖ケ浦市(6名)、多古町(3名)、芝山町	
	(4名)	
	館山市(43名)、鴨川市(5名)、南房総市(23名)、	
10月7日(月)	据南町(25名)、木更津市(1名)、君津市(10名)、	163名
	富津市(27名)、袖ケ浦市(6名)、市原市(7名)、多古町(7名)、東京市(5名)、山村市(1名)、東京市(7名)、	
	(7名)、東金市(5名)、山武市(1名)、芝山町(3名) - 館山市(27名)、鴨川市(5名)、南京総市(20名)	
	館山市(37名)、鴨川市(5名)、南房総市(30名)、 鋸南町(26名)、木更津市(1名)、君津市(10名)、	
10月8日(火)		160名
	富津市(27名)、袖ケ浦市(6名)、市原市(7名)、多古町(5名)、東金市(5名)、山武市(1名)	
	館山市 (32名)、鴨川市 (2名)、南房総市 (30名)、	
	据山川 (32名)、鴨川川 (2名)、南房総川 (30名)、 鋸南町 (32名)、君津市 (10名)、富津市 (18名)、	
10月9日(水)	描字 (3 2 名)、名字 (1 0 名)、富字 (1 6 名)、 袖ケ浦市 (6 名)、市原市 (7 名)、多古町 (5 名)、山武市	146名
	(1名)、佐倉市(3名)	
	館山市 (34名)、鴨川市 (4名)、南房総市 (30名)、	
	鋸南町(24名)、君津市(10名)、富津市(23名)、	
10月10日(木)	神ケ浦市(5名)、市原市(7名)、佐倉市(3名)、多古町	146名
	(5名)、山武市(1名)	
	(= H/1 H P V (± · H /	

【合計 延べ3, 862名(以下の②、③、(2)、(4)を含みます。)】

②住家被害認定業務支援

(罹災証明書の発行に必要な住家被害認定業務を応援するため、被害の大きかった市町へ派遣)

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月16日 (月)	鋸南町 (5名)、袖ケ浦市 (1名)	6名
9月17日 (火)	袖ケ浦市(1名)	1名
9月18日 (水)	鋸南町(4名)	4名
9月19日(木)	鋸南町(4名)	4名
9月20日(金)	多古町(1名)、鋸南町(4名)、富里市(3名)	8名
9月21日 (土)	鋸南町 (6名)、富里市 (1名)、市原市 (6名)	13名
9月22日(目)	鋸南町 (6名)、富里市 (1名)、市原市 (6名)	13名
9月23日 (月)	鋸南町 (6名)、富里市 (1名)、市原市 (6名)	13名
	館山市(2名)、市原市(6名)、鴨川市(3名)、富津市	0.0 #
9月24日(火)	(3名)、八街市(1名)、南房総市(2名)、鋸南町(6名)	23名
0.0.5.0.(4)	館山市(2名)、鴨川市(3名)、富津市(3名)、八街市	107
9月25日(水)	(1名)、南房総市(2名)、横芝光町(1名)、鋸南町(6名)	18名
	館山市(4名)、鴨川市(3名)、富津市(3名)、八街市	1.0 7
9月26日(木)	(1名)、南房総市(2名)、鋸南町(6名)	19名
0 0 0 7 0 (4)	館山市(2名)、鴨川市(2名)、富津市(3名)、袖ケ浦市	1.0 /2
9月27日(金)	(3名)、八街市(1名)、南房総市(2名)、鋸南町(5名)	18名
0 8 0 9 7 (1.)	館山市 (5名)、富津市 (3名)、南房総市 (3名)、鋸南町	1 7 57
9月28日(土)	(6名)	17名
	館山市(3名)、富津市(3名)、南房総市(3名)、鋸南町	1 [
9月29日(日)	(6名)	15名
	館山市(4名)、鴨川市(2名)、富津市(7名)、袖ケ浦市	
9月30日(月)	(3名)、八街市(1名)、南房総市(3名)、芝山町(2名)、	28名
	鋸南町(6名)	
	館山市 (9名)、鴨川市 (2名)、富津市 (4名)、 袖ケ浦市	
10月1日(火)	(3名)、八街市(1名)、南房総市(3名)、芝山町(2名)、	28名
	鋸南町(4名)	
	館山市 (9名)、鴨川市 (2名)、富津市 (4名)、袖ケ浦市	
10月2日(水)	(3名)、八街市(1名)、南房総市(3名)、芝山町(2名)、	27名
	鋸南町(3名)	
10月3日(木)	館山市(10名)、鴨川市(2名)、富津市(6名)、袖ケ浦市	30名
I O / 1 O H (/k/)	(3名)、八街市(1名)、南房総市(3名)、芝山町(2名)、	0 U A

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
	鋸南町(3名)	
	館山市(16名)、鴨川市(3名)、富津市(5名)、袖ケ浦市	
10月4日(金)	(3名)、八街市(1名)、南房総市(3名)、芝山町(2名)、	38名
	横芝光町 (1名)、鋸南町 (4名)	
10月5日(土)	館山市(14名)、富津市(5名)、袖ケ浦市(3名)、南房総市	27名
10月3日(土)	(3名)、鋸南町(2名)	2 7 泊
10月6日(日)	館山市(15名)、富津市(5名)、袖ケ浦市(3名)、南房総市	29名
10701 (1)	(3名)、鋸南町(3名)	234
10月7日(月)	館山市 (8名)、富津市 (5名)、袖ケ浦市 (3名)、多古町	20名
10%/10%/	(2名)、鋸南町(2名)	20石
10月8日 (火)	館山市(2名)、富津市(4名)、袖ケ浦市(3名)	9名
10月9日(水)	館山市 (2名)、佐倉市 (3名)、鴨川市 (1名)、富津市	1.0 5
10月9日(水)	(3名)、袖ケ浦市(3名)	12名
10月10日(木)	館山市(2名)、佐倉市(3名)、鴨川市(1名)、	11名
107101 (水)	富津市 (3名)、袖ケ浦市 (2名)	1141

【合計 延べ431名】

③罹災証明書発行事務支援

(発災後1ヶ月以内に罹災証明発行を完了させるための体制を検討するため)

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月21日 (土)	館山市(4名)、鴨川市(2名)	6名
9月22日(日)	館山市(2名)、鴨川市(2名)	4名

【合計 延べ10名】

(2)選挙に係る人的支援

(令和元年9月22日執行君津市議会議員一般選挙)

活動日	合計
9月16日 (月) ~9月22日 (日)	延べ 14名

(3) 災害保健医療福祉支援活動

①市町村の避難所・家庭訪問等への保健師等派遣

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月12日 (木)	匝瑳市(2名)、横芝光町(1名)	3名

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
9月13日(金)	富里市(1名)、横芝光町(1名)、鴨川市(1名)	3名
9月14日 (土)	館山市(5名)、鴨川市(2名)南房総市(4名)	11名
9月15日(日)	富里市(2名)、多古町(2名)、山武市(1名)、館山市 (4名)、鴨川市(2名)、南房総市(2名)、富津市(2名)	15名
9月16日(月)	多古町(3名)、山武市(2名)、横芝光町(2名)、館山市 (2名)、君津市(2名)、富津市(2名)	13名
9月17日 (火)	多古町(4名)、山武市(1名)、九十九里町(3名)、横芝光町(1名)、館山市(4名)、鴨川市(4名)、南房総市(3名)、 锯南町(1名)、君津市(1名)、富津市(1名)	23名 (3名)
9月18日 (水)	多古町(4名)、神崎町(1名)、山武市(3名)、 九十九里町(5名)、館山市(6名)、南房総市(9名)、鴨川市(9名)、 锯南町(1名)	38名(19名)
9月19日 (木)	山武市(4名)、東金市(3名)、九十九里町(4名)、 神崎町(1名)、多古町(4名)、館山市(7名)、南房総市 (14名)、鋸南町(5名)富津市(3名)、鴨川市(9名)	5 4 名 (3 4 名)
9月20日(金)	八街市(4名)、多古町(4名)、山武市(4名)、九十九里町(4名)、横芝光町(3名)、館山市(7名)、南房総市(14名)、鋸南町(5名)、鴨川市(9名)、富津市(3名)	57名 (37名)
9月21日 (土)	八街市(3名)、山武市(4名)、九十九里町(5名)、富津市(3名)、館山市(7名)、南房総市(7名)、鋸南町(4名)、鴨川市(6名)、市原市(4名)	43名 (34名)
9月22日(日)	八街市(3名)、山武市(1名)、東金市(2名)、九十九里町(4名)、館山市(7名)、南房総市(7名)、鋸南町(4名)、鴨川市(6名)、市原市(4名)、君津市(4名)	42名 (32名)
9月23日(月)	八街市(3名)、館山市(7名)、南房総市(6名)、鋸南町 (7名)、君津市(4名)、東金市(2名)、市原市(3名)	32名 (25名)
9月24日 (火)	八街市(3名)、館山市(7名)、南房総市(6名)、鋸南町 (7名)、君津市(4名)、富津市(3名)、東金市(2名)	32名 (28名)
9月25日 (水)	八街市(3名)、館山市(10名)、南房総市(3名)、鋸南町 (7名)、君津市(4名)、富津市(3名)	30名 (28名)
9月26日 (木)	八街市(3名)、館山市(10名)、南房総市(3名)、鋸南町 (7名)、君津市(4名)、富津市(3名)	30名 (28名)
9月27日(金)	八街市(3名)、館山市(10名)、南房総市(3名)、鋸南町 (7名)、富津市(3名)	26名 (24名)
9月28日 (土)	館山市(3名)、鋸南町(3名)	6名 (6名)
9月29日(日)	館山市(4名)、鋸南町(4名)	8名 (6名)
9月30日 (月)	館山市(3名)、鋸南町(4名)	7名 (6名)
10月1日(火)	館山市(3名)、鋸南町(4名)	7名

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計
		(6名)
10月2日(水)	館山市 (3名)、鋸南町 (4名)	7名
10721 (水)		(6名)
10月3日(木)	館山市 (3名)、鋸南町 (6名)	9名
10月3日(水)		(6名)
10月4日(金)	館山市 (3名)	3名
10月4日(並)		(3名)
10月5日(土)	館山市 (3名)	3名
		(3名)
10月6日(日)	館山市 (3名)	3名
		(3名)

【合計 16市町 延べ505 (337) 名】

()は、県内市町村及び他県からの派遣人数

②在宅要支援者等の安否確認(9月14日~17日)

停電発生地域における在宅避難行動要支援者への安否確認調査の結果を踏まえ、県職員を派遣し、 安否確認

活動日	派遣先市町村(活動人数)		
9月14日(土)	館山市(3名)、富津市(10名)、南房総市(10名)	23名	
9月15日(日)	館山市(3名)、富津市(10名)、南房総市(10名)	23名	
9月16日 (月)	館山市(3名)、富津市(10名)、南房総市(10名)	23名	
9月17日 (火)	多古町 (2名)	2名	

【合計 4市町 延べ71名】

③被災者の心のケアに関する相談対応(9月24日~10月10日)

市が設置する被災者の心のケアに関する窓口相談を支援するため、県の精神保健福祉相談員を派遣

派遣先市町村	派遣期間	延べ人数
升净土	9月24日(火)~9月27日(金)	4名
君津市	10月1日(火)~10月4日(金)	4名
	10月1日(火)~10月4日(金)	4名
鴨川市	10月7日(月)~10月8日(火)	2名
	10月10日(木)	1名

【合計 2市 延べ15名】

(4) 災害廃棄物処理業務支援

仮置き場の運営支援、災害廃棄物の収集運搬支援(市町村の要請)

活動日	派遣先市町村(活動人数)	合計	
9月17日 (火)	館山市(139名)、南房総市(181名)、鋸南町(87		
~	名)、富津市(26名)、多古町(15名)、	532名	
9月30日(月)	東金市(20名)、八街市(9名)、九十九里町	0027	
07100H (717	(9名)、芝山町(32名)、鴨川市(14名)		
10月1日(火)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、	46名	
10月1日(火)	富津市(5名)、多古町(3名)、東金市(5名)	40泊	
10000(40)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、	4 6 7	
10月2日(水)	富津市(5名)、多古町(3名)、東金市(5名)	46名	
100000	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、	4.0.7	
10月3日(木)	富津市(5名)、多古町(3名)、東金市(5名)	46名	
10048 (4)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、	4 4 5	
10月4日(金)	富津市(5名)、多古町(3名)	41名	
10858 (1)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、	4 5 57	
10月5日(土)	富津市(5名)、多古町(3名)、芝山町(4名)	45名	
100000	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、	4 5 7	
10月6日(日)	富津市(5名)、多古町(3名)、芝山町(4名)	45名	
10055 (0)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町(8名)、	4.0.7	
10月7日(月)	富津市(4名)、多古町(3名)、芝山町(3名)	43名	
10000(1)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町	4 4 5	
10月8日(火)	(10名)、富津市(6名)、多古町(3名)	44名	
10000 (1)	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町	43名	
10月9日(水)	(10名)、富津市(5名)、多古町(3名)		
	館山市(11名)、南房総市(14名)、鋸南町	. = 5	
10月10日(木)	(10名)、富津市(7名)、多古町(3名)	45名	

【合計 延べ976名】

(5) スクールカウンセラー

スクールカウンセラー等派遣状況

派遣日			派遣先市町村	
	館山市立小学校	2校	館山市立中学校	1校
9月17日 (火)	南房総市立小学校	1校	南房総市立中学校	1 校
	鋸南町立小学校	1校	鋸南町立中学校	1校
9月19日 (木)	八街市立小学校	3校		
9月20日(金)	八街市立小学校	3校	横芝光町立小学校	1校
9月20日(金)	鋸南町立小学校	1校		
9月24日 (火)	横芝光町立小学校	1校		
9月25日(水)	鋸南町立小学校	1校		
9月26日 (木)	横芝光町立小学校	1校		
9月27日(金)	八街市教育委員会			
10月1日(火)	館山市立小学校	6校		

派遣日			派遣先市町村	
10月2日(水)	鴨川市立小学校等	4校		
10897(+)	八街市立小学校	3校	南房総市立小学校	3校
10月3日(木)	南房総市立中学校	1校		
10月4日(金)	東金市立小学校	2校	山武市立小学校	2校
10878(8)	市原市立小学校	2校	袖ヶ浦市立小学校	1 校
10月7日(月)	君津市立小学校	1校	富津市立小学校	2校

【合計 延べ54名】

(6) 市町が管理する道路・河川への応急対応

被災状況が十分に把握できていない市町に県職員を派遣するなどにより、市町の被災状況を確認。 その結果を活用し、国と協力して市町の被災状況の把握や応急・復旧作業を支援するため、職員を 派遣

活動日	派遣先市町村	合計	
9月17日	木更津市	2名	
9月19~20日	鋸南町	延べ13名	

【合計 延べ15名】

※その他、土木関係などの技術職員の支援を別途行っております。

【台風15号による災害に対する取組について(令和元年10月14日時点)】

1 災害対策本部(本部・支部)の対応に係る検証

(5)物資支援

<検証の視点>

- ① 市町村のニーズを満たす物資支援を行えたか。
- ② 現行の地域防災計画等における物資の支援の在り方に問題はないか。

【関係規程等】

地域防災計画

災害時における支援物資物流に関するマニュアル

第3章 災害応急対策計画

第8節 救援物資供給活動

なお、県からの救援物資の供給支援は、被災市町 村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則と するが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、 要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たず に物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援な どの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるも のとする。

2 食料・生活必需品物資等の供給体制(防災危機管 理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林 水産部、市町村)

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や 調達が困難になった場合には、市町村からの要請等 に基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、 迅速な供給に努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能 が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測 される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を 推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等 を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

第6 物資調整②

※要請が無い市町村にプッシュ型供給を行う場合

- ・物資の支援要請が無い市町村について被災状況を推 計し、要請を行う余力が無いと推測される市町村を 選定する。
- ・上記市町村について、需要を推計して物資を送り込むプッシュ型供給を行う。

なお、物資を送り込む市町村拠点については、現 地調査等を実施後、市町村との調整の上、決定する。

防災備蓄倉庫管理運営要綱

第4条 管理運営者の業務は、次のとおりとする。 (3)備蓄物資の搬出入の立会い

(6)災害が発生した場合の備蓄物資の払出し業務

【対応状況(台風15号関係)】

- 9月9日午後に香取市、匝瑳市から要請を受け、防水シート(ブルーシート)や飲料水を供出した。
- 10 日には、千葉市、東金市、君津市、富津市、匝瑳市、南房総市、神崎町、長柄町、 鋸南町から要請を受け、防水シートや食料、飲料水などを供出した。
- 11 日には、館山市、鴨川市、匝瑳市、南房総市、東庄町、多古町から要請を受け、 防水シートや飲料水などを供出した。
- 9月16日までに、市町村からの要請を受け、鴨川市ほか8市町にアルファ化米 54,206食、長柄町ほか6市町にクラッカー83,007食、千葉市ほか11市町に飲料水

78,192 本、館山市ほか 18 市町村に防水シート 28,226 枚などを供出した。

○ 10月14日までに、市町村からの要請を受け、鴨川市ほか9市町にアルファ化米 66,308食、長柄町ほか8市町にクラッカー88,700食、千葉市ほか17市町・団体に飲 料水104,336本、館山市ほか27市町村に防水シート48,696枚などを供出した。

	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13
	日	月	火	水	木	金
台風	12:58	5:00 台風 15 号千葉県 上陸				
配備体制	12:58 情報収集体制 (自動配備)		9:00 本部設置 9:15 第1回会議			
物資支援 (市町村 からの 要請)		香取市、匝瑳市 から要請があり 備蓄物資を供出	千葉市、南房総市、鋸南町ほか6市町から要請があり備蓄物資を供出	館山市、南房総 市ほか4市町から要請があり備 蓄物資を供出		
			市町村の要	請を受け、県備蓄	- 	
支部		(備蓄物資の 供出を実施)			地域振興事務 所が管内市町 村へ支援に関 する要望の確 認作業を開始	
			· (備	蓄物資の供出を領	匡施)	
		◀				

地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請に基づいて行うことを原則」とされている。発災後において、固定電話や携帯電話がつながらない状況もあったと言われているが、防災電話等により連絡がとれる状態であったと認識していたことから、県では市町村からの要請(プル)に基づいて、物資供給を開始した。

しかしながら、被災市町村の状況に適した対応を行うことも必要だった。

- 〇県が備蓄している物資や量について市町村への周知が充分ではなく、また、物資の 規格等、市町村と情報共有が充分に図られていなかったため、備蓄物資が有効活用 されない事例が生じた。
- 〇暴風による家屋被害が広範囲かつ多数発生したことにより、防水シートが、家屋の 応急修理に活用するため大量に必要となり、大量に不足することとなった。
- 〇物資供給の際、搬送手段の確保に時間を要し、市町村の職員が遠くの県備蓄倉庫まで取りに行く事例が生じた。

【検証項目】

- ア 県の備蓄物資が有効に活用されなかったのはなぜか。また、防水シートが大量に不足 したのはなぜか。
- イ 県が輸送のための車両を手配し、物資支援要請のあった市町村に届けるべきところ、 被災市町村の職員が支援物資を備蓄倉庫まで取りに行くこととなったのはなぜか。
- ウプッシュ型支援を行わなかったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 地域防災計画では、「県からの救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な 要請に基づいて行うことを原則」とされている。発災後において固定電話や携帯電話 がつながらない状況もあったと言われているが、防災電話等により市町村とは連絡が 取れる状態であったと認識している。

このため、県では市町村からの具体的な要請に基づいて、被災当日の9月9日から 防水シートや食料、飲料水などを県備蓄倉庫から市町村に供給した。

しかしながら、被災市町村からの要請に基づく物資供給だけでなく、その状況に適した対応を行うことも必要だった。

- イ 県が備蓄している物資の種類や数量については、千葉県ホームページに掲載していたが、市町村への周知が充分ではなく、また、備蓄物資の規格等、市町村と情報共有が充分に図られていたとはいえない状況だったため、発災時において備蓄物資(発電機)が有効に活用されない事例が生じた。
- ウ 暴風による家屋被害が広範囲かつ多数発生したことにより、県が備蓄していた防水 シートについて、家屋の応急修理に活用するため大量に必要となり市町村からの要請 が集中したため、県が備蓄していた数量を大きく超える要請があり、大量に不足する こととなった。
- エ 物資供給の際、運送事業者との協定により、県備蓄物資の搬送には運送事業者の協力が得られることとなっている。

協定では県の要請があった際、「手配を可能な限り行う(協定書第2条第3項)」とされているため、実際に搬送を運送事業者に依頼したが、トラックの空きがなく、確保までに数時間を要し、必要台数を確保できるか不明である旨の回答があったため、支援を要請した市町村に、同日中に搬送できない可能性があることや取りに来ることが可能であれば速やかに供出できる旨を伝えたところ、市町村の職員が遠くの県備蓄倉庫まで取りに行く事例が生じた。

被災地が広範かつ多数であったことや物流企業側が通常業務を行う中での対応となったことで多数の支援要請を賄える車両の確保が困難だった。

なお、市町村調査の結果によると、半数近くの団体が、地域振興事務所までなら 取りに行けると回答した。

オ 地域防災計画では、市町村が壊滅的な被害を受け、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、プッシュ型支援を行うこととされている。今回の台風における物資供給に際しては、市町村が壊滅的な被害を受けたとまでは考えていなかったため、要請に基づく品目・数量の供給(プル型支援)を実施したところである。

なお、市町村調査の結果によると、多くの団体が、情報連絡員をできる限り早く 派遣し、市町村ニーズを把握し、これに基づき県が物資支援を行うべきと回答した。

カ プッシュ型物資支援は、特に今回の台風15号のように、被災地が広範囲にわたる場合には、それぞれの需要の推計方法、搬送手段・場所や受入体制など、様々な課題を整理する必要がある。

【解決の方向性】

- 台風19号の際に実施したように、品目、在庫状況、仕様等について市町村に対し 積極的な周知を行うなど、今後も様々な機会を捉え、相互の情報共有を図る。
- ・県の保有する備蓄物資及び市町村の備蓄物資について相互の情報共有を図り、災害 発生時に県と市町村または市町村間での物資の有効な活用を促進する。
- ・また、国や近隣自治体が備蓄する物資の情報についても、現在、国が構築中の物資 調達・輸送調整等支援システムの活用などにより、情報共有を図る。
- 災害発生時に、物資輸送のための車両を優先的に確保できる仕組みなどについて 検討を行う。
- ・現行の災害時の物資供給に関する協定に加え、車両を多数保有する事業者などと直接 協定を締結するなど、災害発生時に活用可能な複数の搬送手段の確保に努める。
- プッシュ型支援の実施に当たっては、国による物資支援との連携や受け入れ側(市町村)の体制などの調整すべき事項もあることから、他県での実施事例なども参考に、より迅速かつ適切に物資が届けられる仕組みについて検討する。
- ・市町村への物資支援を的確に実施するため、<u>早期に</u>情報連絡員<u>を派遣し、現地で直接</u> <u>市町村が</u>支援を必要とする対象、物資、場所などの情報を確認し、迅速な物資手配に 努める。

その上で、プッシュ型支援の適切な運用についても、検討を進める。

○ 民間企業や他の都道府県からの物資支援については、今回の災害時も、県災害対策 本部において、市町村ニーズとのマッチングを行ったところであり、引き続き、適切 な対応に努める。

【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	
	木	金	土	日	月	火	
台風			6:41				
			(台風19号)大				
			雨暴風警報				
配備体制。							
	災害対策本 (第1配備 ~10/11(13:25)		10/11	災害対策本部 (第2配備) (13:25)~10/15(16	:30)	災害対策本 (第1配備 10/15(16:30	前)
物資支援(市町村		市町村の要望を	を確認、市町村の	要請を受け、県備	i蓄物資を供出		
からの 要請)		県備蓄の在庫と 仕様を市町村に 伝達 (情報共有)	天候状況により 終日搬送中断		県備蓄の在庫と 仕様を市町村に 伝達 (情報共有)		
支部							
		災害対策本部	(物資支援班) の	指示を受け、県備	情蓄物資を供出 		
			天候状況により 終日搬送中断				

10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
水	木	金	土	日	月
		8:20			
		大雨警報			
		8:20			
		洪水警報			
	(第1配備)		1	災害対策本部 (第2配備) 0/25(17:00)~	
	市町村の要望を確	権認、市町村の要	請を受け、県備蓄	ち物資を供出手配	
	災害対策本部	(物資支援班)の	指示を受け、県債	講蓄物資を供出	
	水 3	水 木 災害対策本部 (第1配備) ~10/25(17:00) 市町村の要望を研	水 木 金 8:20 大雨警報 8:20 洪水警報 災害対策本部 (第1配備) ~10/25(17:00) 市町村の要望を確認、市町村の要	水 木 金 土	水 木 金 土 日 8:20 大雨警報 8:20 洪水警報 大雨警報 8:20 洪水警報 次害対策本部 (第1配備) 災害対策本部 (第2配備)

〇 市町村への物資支援

品 名	数量	支援先市町村	
アルファ化米	66,308 食	鴨川市、鋸南町、富津市、八街市、君津市、	
	66,308 良	香取市、山武市、一宮町、袖ケ浦市、富里市	
クラッカー	88,700 食	長柄町、富津市、芝山町、八街市、東金市、	
	88,700 良	市原市、一宮町、富里市、神崎町	
		千葉市、館山市、東金市、南房総市、神崎町、	
	90,288 本	長柄町、鋸南町、山武市、八街市、袖ケ浦市、	
飲料水(500 m l)		市原市、匝瑳市、富里市、九十九里町	
	14,048 本	多古町、鴨川市、大多喜町、かずさ水道広域連合	
	% 1	企業団 (水道事業体)	
		館山市、旭市、鴨川市、君津市、富津市、	
	48,696 枚	南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、多古町、	
ブルーシート※2		東庄町、鋸南町、袖ケ浦市、茂原市、長柄町、	
		横芝光町、酒々井町、一宮町、長生村、勝浦市、	
		九十九里町、富里市、八街市、大網白里市、	
		佐倉市、八千代市、千葉市、市原市	
発 電 機	6 台	鋸南町、神崎町	
ガソリン携行缶	5 個	鋸南町	
おむっ	2,562 枚	南房総市、富津市	
生 理 用 品	2,805 枚	南房総市、富津市	
毛布	40 枚	八街市	
使い捨てトイレ	6,600 個	富里市	
土 の う 袋 ※ 2	11,000 枚	勝浦市、いすみ市、木更津市	
ロ ー プ ※ 2	3,960 m	勝浦市、いすみ市	

^{※1} 企業局及び他県 (横浜市) からの応援物資

【台風15号による災害に対する取組について(令和元年10月14日発表)】

^{※2} 他県からの応援物資を含む

〇 県の備蓄(防災危機管理部)

	品		名		県管理分	市町村寄託分	合 計
発		電		機	448 台	20 台	468 台
ガ	ソリ	ン	携 行	缶	91 個		91 個
投		光		器	334 台		334 台
炊	飯		装	置	381 台	20 台	401 台
ろ		水		器	(エンシ゛ン付) 59 台		(エンジン付) 59 台
0		小		皕	(手動式) 10 台		(手動式) 10 台
簡	易	7	イ	レ	1,800 台	100 台	1,900 台
飲	料水	自	動包	装	11 組		11 組
充	て	λ	設	備	11 水凸		11 水红
給		水		槽	(組立槽) 178 台		(組立槽) 178 台
小口		/1/		11	(車載槽) 90 台		(車載槽) 90 台
担				架	317 基		317 基
1=					(リヤカー搭載型) 11 基		(リヤカー搭載型) 11 基
リ	ヤ		カ	_	11 台		11 台
毛				布	66,250 枚	8,000 枚	74,250 枚
防	水	シ	_	1	40,540 枚	10,000 枚	50,540 枚
食				糧	435,234 食		435,234 食
食	糧(9	要酉	己慮者	.)	85,700 食		85,700 食
飲料	斗水(500) m 1)	509,000 本		509,000 本
テ		ン		<u>۲</u>	5 張	10 張	15 張
エ	アー	_ 3	テン	<u>۲</u>	55 張		55 張
キ	ャン	ドル	レセッ	1	6,167 個		6,167 個
入	浴シ	/ ;	ステ	ム	5 セット		5 セット
使	い捨	て	トイ	レ	20,666 個		20,666 個
生	理		用	品	65,600 枚		65,600 枚
紙	お		む	つ	49,300 枚		49,300 枚

【地域防災計画<資料6-13>(平成29年4月1日現在)】

〇 県の防災備蓄倉庫

番号	名称	所在地
1	新柏倉庫 柏インター事業所	柏市中十余二304-1
	日本通運 海神倉庫	船橋市海神町3-124
2	中央防災備蓄倉庫	市原市菊間783-1
3	西部防災センター	松戸市松戸558-3
4	葛南地域防災備蓄倉庫	船橋市高瀬町52-1
5	香取地域防災備蓄倉庫	香取市佐原イ221
6	長生地域防災備蓄倉庫	茂原市茂原1102-1 長生合同庁舎内
7	安房地域防災備蓄倉庫	館山市亀ヶ原803
8	君津地域防災備蓄倉庫	木更津市貝渕 3 - 1 3 - 3 4 君津合同庁舎内
9	海匝地域防災備蓄倉庫	旭市鎌数 5 1 4 6
1 0	山武地域防災備蓄倉庫	東金市油井1055-1
1 1	夷隅地域防災備蓄倉庫	大多喜町森宮8-3
1 2	印旛地域防災備蓄倉庫	佐倉市鏑木仲田町8-1 印旛合同庁舎内

【千葉県防災備蓄倉庫管理運営要綱 別表】